

初期染付・民吉に係る論考集

目次

- P1 初期瀬戸染付の謎とは
瀬戸市美術館 館長 服部文孝
- P4 川本治兵衛と製磁技術
元愛知県陶磁美術館 副館長 仲野泰裕
- P10 川本治兵衛の考察
瀬戸市美術館 館長 服部文孝
- P13 津金文左衛門と染付焼開発の発端—染付焼開発に至る実相を探る—
元瀬戸市文化振興財団 常務理事 谷口雅夫
- P31 染付焼開発に尽力した窯屋たち
元瀬戸市文化振興財団 常務理事 谷口雅夫
- P37 コラム1 悲運の名工 副島勇七伝説
元瀬戸市文化振興財団 常務理事 谷口雅夫

はじめに

日本における磁器生産は、九州有田において17世紀初頭に開始されているが、瀬戸においてはそれから遅れること約200年後の享和年間（1801～1804）からである。これ以降、瀬戸では、旧来の陶器については「もともとの仕事（方法・技術）」という意味で「本業焼」と称し、新しく登場した磁器のことを「新製焼」あるいは「染付焼」と称した。そして、これまで陶業を営むことができたのは長男戸主に限られていたものが、新製焼に関しては二男・三男でも開業できたことや、本業焼から新製焼への転業が相継いだことなどによって、すぐに磁器生産は陶器生産をしのいでいき、磁器は瀬戸を代表するやきものとなっていった。

この瀬戸における磁器生産開始について、これまで当然のことのように理解していた中に、多くの謎が潜んでいることが現在わかりつつある。本稿ではそのいくつかを紹介していきたい。

1 磁器生産開始の謎

瀬戸における最初の磁器製造は、これまでの通説では、天明年間（1781～1789）、下品野の加藤条八（不明～1817）が、肥前から逃亡してきた工人副島勇七から製磁法を学び、甥にあたる加藤忠治（不明～1814、古狭間窯）と力を合わせて研究を重ね、寛政元年（1789）に共同で磁器を試造したことだとされている。（柴山不言「瀬戸磁器創始について」『茶わん 三十四号』寶雲舎 1933年、滝本知二『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市 1967年）

しかしながら、例えば、刑部陶痴（1842～1908）が明治18年（1885）から数年間かけて調査・執筆した『瀬戸の花』を土台としたものを大正9年（1920）に瀬戸陶磁器工商同業組合が発行した『をはりの花』の中では、忠治の紹介すらされていない。また、大日本窯業協会が総力をあげて編纂したもので、明治末期から調査を開始し、瀬戸のことを熟知した北村弥一郎・黒田政憲・黒田正策・寺内信一等当時の窯業研究を代表する錚々たるメンバーがそれまでの様々な資料・文献を調査した結果執筆し、大正6年（1917）に発刊された『日本近世窯業史 第参編 陶磁器工業』では、200ページ以上にわたり瀬戸に関する詳細な記述がある。しかし、その中においても忠治については「磁器の創業に際し、忠治の作は第一に成功して、先づ御蔵物となれりといふ。（但し此忠治は、陶工より磁業に轉ぜる最初の十三人中の一人にて、各書何れも忠治を以て、轉業者の筆頭に數へあるを見るべし。）」と記載されているくらいである。上記のとおり、忠治が18世紀末に、磁器の製造を行ったという内容の記述は、明治期から大正期にかけて編纂された瀬戸の陶磁史をまとめた書籍には記載されていない。

それらに記載されている瀬戸における磁器生産の開始は、享和年間（1801～1804）に行われていた、尾張藩熱田奉行津金文左衛門（1727～1801）及びその嗣子である庄七、加藤吉左衛門・民吉親子、瀬戸村の庄屋で窯屋取締役でもあった四代加藤唐左衛門（1772～1832）、加藤民吉の兄である加藤吉右衛門らによる試行錯誤の様子が記述されている。

その一方で、享和元年（1801）に、唐左衛門、吉左衛門、忠治、藤七、重吉、直右衛門、卯兵衛、勘六、治兵衛、条八、富右衛門、惣助、彦七、富蔵、弥右衛門、仁兵衛の16家が染付焼窯屋へ転業する願いが出されており、忠治もこの一人に含まれている。また、享和3年（1803）12月には、染付磁器が尾張藩の蔵物に定められて初めて忠治が12俵もの品物を尾張藩の御蔵に納めた記録（『陶器古伝記』東京国立博物館蔵、桂又三郎編『陶磁文献叢書3 瀬戸焼近世文書集』陶磁文献刊行会 1970年 など）が残されている。これらのことから、加藤忠治は、瀬戸磁器の生産開始の頃に大きな役割を果たし、その発展を牽引していたと推測できるが、その実態は不明である。以上のとおり、本当の瀬戸の磁器の創始者は誰になるのかは謎なのである。今後、瀬戸を代表する山陶屋系から分家したそれぞれの家系を代表する忠治、唐左衛門、民吉らの関係性を明らかにしていくことが、初期瀬戸染付生産開始の謎を解明する鍵となってくるのではないかと。

2 「享和年製」銘の謎

瀬戸で磁器生産が始まったとされる享和年間（1801～1804）は、瀬戸の窯業史にとって画期となる時代であったと言える。本展覧会においては、この享和年間に製作されたことを示す「享和年製」の銘が入っている作品を8点紹介しているが、それらに記された銘は「享和癸亥尾張製」染付銘・「享和癸亥仲秋」染付銘・「享和年製」染付銘・「享和尾製」染付銘であり、その銘とともに「尾張」刻印がされているものもある。染付銘の「享和癸亥」とは享和3年（1803）の年を示していること、「尾張」の印が下賜されたのは文化元年（1804）10月（※この年の2月に享和から文化に改元されている）であることから、享和3年以降に製作された作品が多いと推測される。この享和3年は、11月に加藤吉右衛門と忠治が、御蓋茶碗10組を尾張藩に納め、12月には前述したように忠治が12俵もの品物を初めて尾張藩の御蔵に納めている。また、吉右衛門が、尾張藩の援助を得て磁器焼造用の丸窯を築窯したり、二代川本治兵衛が磁器素地の配合の改良に成功するなど磁器製造技術が進歩した年である。今回展示している作品数は少ないが、作品に記された銘や文献記録を合わせて考えると、享和3年に瀬戸において磁器製造が完成し、商品として流通が始まったのではないかと推測できる。享和元年の16軒の窯屋による染付磁器製造への転業は、磁器製造の開発途中であり、試行錯誤した後、享和3年に完成したと考えることもできるのではないだろうか。

これらの享和銘が入っている作品は、土の精製が悪いもの、焼成が不完全なもの、素地がふくれた作品などを見受けられることから、磁器製造技術がまだまだ未完成である一方、一定の完成度を持った作品も存在している。「享和年號のある品の中に、民吉歸郷後ならではできまいと思はるゝほど技巧の進んだものもあるから、年號必ずしも宛てにならぬが、概して歸郷後の瀬戸の青華磁には、括目すべき進歩の蹟が現はれ、清新な、精緻な、生氣潑漑、新興氣分の横溢するものを見るのである。呉須の色は概して淡く、どぎつからず、深沈であつて、お師匠たる伊萬里のあるものに比して、却って雅味に於て優るものがある。」（原文次郎『尾張の古陶』萬里閣書房 1930年）と記述されているように、享和年製の銘が入っている作品の中には、享和年間に製造されたものだけではなく、瀬戸で磁器開発が行われた記念碑的な年号である享和年間をいわゆるブランド銘として後に入れた作品も存在すると考えることができるのではないだろうか。また、同時期に使用されている「尾張」印については、楕円印、丸印、角印など様々な種類の印が記された作品が現在残されていることから、この尾張印の使用法の解明をしていくことも、初期瀬戸染付の謎を明らかにする一つの方法であると考えられる。

3 加藤民吉が製作した作品の謎

加藤民吉（1772～1824）に関する磁器生産開始のストーリーは次のとおりである。新田開発に従事していた加藤吉左衛門、民吉父子に、熱田奉行津金文左衛門胤臣が南京焼（染付磁器）の製法を伝え、享和元年（1801）、盃、小皿、箸立てなどまだまだ不完全であったが白い染付磁器を焼き上げることに成功した。しかし、当時の瀬戸の磁器は有田の磁器に比べると劣っていたので、文化元年（1804）、先進の磁器生産技術を学ぶため、加藤民吉が肥前へと旅立ち、3年4か月の修業を終え、文化4年（1807）に瀬戸に戻ると、民吉が肥前で学んだ土の精製法、釉薬の調合法、磁器を焼成する丸窯などが瀬戸に伝えられ、瀬戸の磁器生産技術は飛躍的に向上していき、文化・文政年間（1804～30）には瀬戸の染付磁器は一応の完成を見た。そしてこれらの功績が評価され、瀬戸の磁祖として祀られた。

このように瀬戸における磁器生産初期において民吉が果たした役割は大きいのであるが、では実際に民吉はどのような作品を製作していたのだろうか。

これまで開催されてきた初期の瀬戸染付の展覧会を見ると、昭和25年（1950）に名古屋丸栄で開催された「名工民吉展」（主催：毎日新聞中部支社、協賛：瀬戸市）には民吉関係資料とともに民吉作品として42点が展示されている。展示作品は、①享和前後と目される初期の作品、②文化頃（九州帰国直後の）作品と目されるもの、③文政頃の晩年最も完成の域に達した頃のものの、という3区



【写真1】《染付山水図大花瓶》伝 初代加藤民吉 江戸時代（19世紀前期）高さ46.8cm 瀬戸蔵ミュージ



【写真2】《染付山水図水指》
江戸時代（19世紀前期）
高さ16.6cm 瀬戸蔵ミュージアム蔵

分に分け展示されている。この出展作品の中には瀬戸市所蔵作品もあるので紹介するが、①では染付山水図大花瓶（「□に張」染付銘）〔写真1〕、染付山水図水指（「享和尾製」染付銘）〔写真2〕、染付山水図振出（図版No7）、③では図版No.54・55と同タイプの作品が民吉作として展示されている。

また、昭和30～50年代にかけて、日本陶磁協会瀬戸支部により、せともの祭に合わせて瀬戸の古陶磁の展覧会が開催されており、昭和31年（1956）には、「瀬戸染付古陶展」として約120点の染付作品が展示されている。その展示の中では、「大松窯の一統」として民吉・吉右衛門・忠治の作品が展示されており、民吉の作品は、「大別して、享和頃を中心とした全く手探りで磁法を試みた初期の作品と、九州肥前地方で手法を学んで帰った文化初めの肥前風の作品、それから丸窯を改造し、瀬戸地方の原料で試みた頃のもの、最後は漸くそれに成功して独特の味が出せるようになった文化の末から文政頃の完成期のものと、四期に分けて

考えるのが適当だと思われる。」とそのパンフレットに書かれており、その出展作品は前に紹介した展覧会と同様の作品が展示されたと推測される。

ではこれらの作品が民吉作と問われると、現時点では民吉が製作したものと断言できるものはほぼ無いと答えざるを得ない。それは二代以降の民吉も製作を行っているため、磁祖である初代民吉作と確証できる資料や証拠が見当たらないからである。本展でも展示しているが「五良大甫呉祥瑞瀬戸民吉寫之（花押）」染付銘など民吉の名を入れた作品も見ることができるが、これらの作品についても初代が製作したと確証できるものは今のところない。このことに加え、磁器への転業は享和元年に16軒が、文化元年（1804）にはさらに民吉、半助など28軒が、そしてその後も増え続け、約20年後の文政5年（1822）には、瀬戸村における染付焼窯屋は91軒となっており、民吉と同時期に染付磁器を製作した窯屋は数多いことがわかっている。しかし初期染付の製作者として名を挙げられるのは、民吉の他には吉右衛門、忠治、新七など数名にとどまっている。このことから他の窯屋の作品が、現在民吉作として伝わっている可能性は大である。初代民吉作の作品が断定できないことが、瀬戸初期染付の謎をますます深めている。

おわりに

これまで述べてきた初期瀬戸染付の謎は、ほんの一部である。他にも瀬戸染付に介在したとされる山本梅逸・伊豆原麻谷など南画系絵師についての詳細や、染付の顔料として使用されていた呉須、磁器を焼成するために使用されるようになった丸窯の構造やその焼成方法、原料となる砂婆（石粉）の精製などまだまだその謎は多い。

今回の展覧会では、この謎の多い初期瀬戸染付の作品が一堂に会することで、作品からその謎を浮き彫りにしようとしたものである。今後更なる調査が進み、これ以上に作品の数が多くなっていくことなどにより、この時代の実態をもっと明らかにしていけたらと考えている。

本稿をまとめるにあたり、下記の方々より多大なるご教授をいただいた。記して感謝申し上げます。

谷口雅夫、仲野泰裕、前田博、武藤忠司、安間秀幸（敬称略）

川本治兵衛は、多くの優れた作品を残しており、これらの作品は高度な技術の裏打ちによるものであることが分かる。このため、これまでにまとめられた史・資料を踏まえ、作品が物語る特徴などを分析整理することにより、治兵衛を取り巻く製磁技術を再確認するものである。

I 治兵衛の意匠と製磁技術

1 意匠

治兵衛作品の全体的な印象にかかわるものとして、意匠の多様性がある。古染付や祥瑞を中心とする意匠については、西野 航「川本治兵衛作に見られる中国陶磁からの影響」に譲るとして、ここでは主に「新渡手風の名人」（註1）とされる治兵衛について見てみたい。新渡りとは、外来の文物の舶載時期による、おおまかな時代区分のひとつで、徳川五代將軍綱吉の時期（1680-1709在位）を目処（註2）とする。さらに今渡り（享保年間以降 1716〜）の他、文人趣味を牽引した煎茶具では、文政渡り（1818〜）、天保渡り（1830〜）などがある。ただ陶磁器が、焼かれた順に舶載するとは限らないので、あくまでも目安である。

徳川美術館所蔵の寧波染付手桶水指を写した古染付写雲鶴獸文手桶形水指は、治兵衛の代表作の一つとして、比較的展示機会が多く良く知られている。『瀬戸染付の全貌』展（註3）作品番号27（個人蔵）と今回展示作品番号1（愛知県陶磁美術館蔵）があり、寸法を比較すると、前者は、器高は1.2cm高いが、胴径は0.7cmほど小さい。このため前者は体部がやや細長く、後者はややずんぐりと見え、虫喰いは、両者ともに巧みに写されている。ただ文様では、後者の花の部分などに簡略化が認められ、製作に時間差が考えられる。さらに、青花五経星宿文茗碗（註4）（染付五経文茗碗）などを始めとする煎茶碗などがあり、文様だけでなく高台の作りまで研究して製作されている。また後に述べる瑠璃釉貼付文や治兵衛を始めとする川本一統が「鮮紅手」と称する釉下彩がある。また例は少ないが、「交趾写御水指」や「鳩二尾御置物」などの記録（註5）が知られる。

2 素地と基礎釉

治兵衛は、天草石を用いたことがあるとされる（註6）が、瀬戸における素地作りの原材料は蛙目が軸となっており、良質の蛙目を確保することが重要であった。次いで、釉材としても用いられていた千倉石（註7）がある。瀬戸の磁器は、千倉石のため、ほのかな青味を帯びるのが特徴となっていた。このため、治兵衛は、美濃国可児郡の伊岐津志土（又、弘法土と称す）を用いる（註8）ことにより、「天草の如き・色頗る白き」素地が得られるようになった。この「イキ土は木曾川の沿岸にて兼山の辺に産し」可塑性に富むとされる。

磁器に用いられた初期の透明釉は、堅木灰や槻灰などが使用されたが、民吉帰郷後（註9）、柞（いす）灰の使用法を伝えることにより、磁器の品質が大きく向上したとされる。このため、瀬戸で柞灰を生産するため、文化十年（1813）、柞苗二百五十本を植樹して、生育を目論んだが、思わしい結果は得られず、柞灰を日向より買い入れる（註10）こととなった。

3 瑠璃釉と貼付文との調和

瑠璃色は、仏教の七宝の一つに数えられる玉石の瑠璃の色のような紫みの冴えた青色（註11）とされる。陶磁器では、酸化コバルトを呈色剤に使った紺青色の釉である。『をはりの花 鳥の巻』（註12）では、「瑠璃釉と称するは壕仙堂の発明する処なり」とある。しかし、享和初期にすでに「瑠璃釉口伝」（註13）という記述がある他、尾張印のある瑠璃釉手桶形水指や文化年製染付銘の瑠璃釉重桐葉手鉢など（註14）が知られている。一方、治兵衛の瑠璃釉作品の多くは、貼付文を伴い、瑠璃と白という象徴的色彩の組み合わせも大きな特徴となっている。中国では、元代の景德鎮において、瑠璃釉白地龍文盤（大阪市立東洋陶磁美術館蔵）が焼かれており、時代は降るが清代乾隆年間（1736-95）には藍釉象耳方瓶（静嘉堂文庫美術館蔵）（註15）などが知られる。特に前者は、瑠璃釉と白地の対比が象徴的で、色彩的には治兵衛の瑠璃釉作品に通じるものがある。さらに、瑠璃釉貼付花彫牡丹文六角植木鉢（作品番号16）の口頸部や瑠璃釉踏台（作品番号9）の幾何学文の瑠璃釉部分は予め削平したところに瑠璃釉を施し、白磁が際立つように工夫されている。このように、重厚で安定感ある瑠璃色と、白色を基調とする貼付文との調和が、美術的格調の高さを生み出しており、治兵衛独自の瑠璃釉の世界を形成していることがわかる。

すでに述べたように、治兵衛作の瑠璃釉製品を際立たせるのが貼付文である。予め、型を用いて

文様部分を成形し、器面に貼り付ける手法は、瀬戸では 18 世紀後半、呂宋（るす）釉に伴って発展している。磁器では、瑠璃釉に伴い多用されており、比較的薄手の文様を端正に貼り付けられた例が多く知られる。一方で、基礎的文様を貼り付けた後にさらに粘土を加え極めて力強く立体的に造形された例（作品番号 16 瑠璃釉貼花彫牡丹文六角植木鉢、等）も知られる。いずれも貼り付け部分には、透明釉や淡い青磁釉などの他、呉須・鉄・釉裏紅などで彩色されている。また、敢えて無釉にし、窯内で冷める途次ゆっくりと酸化させて淡い赤茶色を出した例もある。

4 絵付技法の新しい試み

下絵付 染付 瀬戸では、陶胎に鉄や呉須を用いた、下絵付が行われてきた。新製になると共に、呉須を用いた下絵付が主流となり、瀬戸磁器を称して染付焼と呼ばれるほどであった。瀬戸では陶石を産出しないものの、呉須の産出は古くから知られ、地呉須と総称された。なかでも砂絵薬と呼ばれるものは、長崎奉行を介して輸入されていた唐呉須よりも上手のものもあったとされる。唐呉須を含めて、瀬戸御蔵所に納められ厳しく管理されている。

下絵付 釉裏紅 透明釉下に酸化銅で文様を描いた後に、強力還元炎で焼成された。明代末期・清代初期に景德鎮で焼造された、染付に一部釉裏紅を施した一群の磁器があり、浅絳手（せんこうで）と呼ばれている。治兵衛は、この浅絳手の技法に習い、花文の花弁部分（作品番号 15 瑠璃釉釉下彩貼花彫牡丹獅子文植木鉢）や落款部分（作品番号 40 染付梅図詩文火入、作品番号 41 染付詩文向付）などを表現している。酸化銅は高火度で気化しやすく、文様ににじみが出たり扱いにくい彩料であった。

下絵付 正臙脂 金を含有するカシアス紫を主原料とする絵具で、高価であるが、上絵付、下絵付共に比較的安定した発色が得られる。治兵衛は、釉下彩として用いており、染付雲鶴文火入（作品番号 8）（註 1 6）では、穏やかな淡紅色を得ている。三代治兵衛は、中国の「浅絳手」を意識して「鮮紅手」と称したと考えられる。

下絵付 銅版転写 日本では、司馬江漢が天明三年（1783）に銅版画を創製したとされる。三代治兵衛は、陶磁器の着画法として応用しており、鉄釉銅版染付草花図皿（作品番号 43）は、その初期の作品とされている。また、三代治兵衛の門人とされる加藤新七が、名古屋・川名において青花磁器を焼こうとした時、銅版転写であればということで開窯が許されたとされる。

上絵付 瀬戸では、陶、磁共に上絵付の例は少ない。亀井半二が、川本半介の窯で焼いたと伝えられ、赤絵金彩茗碗（愛知県陶磁美術館蔵）などが知られるが、瀬戸において三代治兵衛の直接的な関与は知られていない。ただ嘉永年間（1848-54）に三代治兵衛が犬山焼に関与（註 1 7）したとされる。

5 成形と焼成

成形 瀬戸における成形の基本は、永い伝統のある手轆轤であるが、磁器創製期には、民吉により、肥前から蹴轆轤がもたらされた。「蹴轆轤は仕事の進行早く・・・」という記事（註 1 8）もあり、限定的な拵りがありつつも定着した様子は窺えない。また、轆轤水挽技術を競う傾向があり、文様や獣足などの部分型以外の、器物の成形に型を用いることは、盛んではない。例えば、古染付写雲鶴獸文手桶形水指を精査すると、製作にあたり、まず壺状の体部を把手の高さまで一気に轆轤水挽で引き上げた後に、把手部分を残して、余分な部分を切り落として桶形の素形を作っていることがわかる。このため、把手基部には僅かな調整痕は認められるが、接合に伴うような成形痕は無く、乾燥・焼成などの諸段階におけるリスクを軽減している。このように、轆轤技術を駆使して一気に器を仕上げる技術を誇る時代であったが、三代治兵衛の作品には個々に幾つかのパーツを製作し、最後に接合して仕上げるという近代的な製作姿勢が少しずつ芽生えており、瑠璃釉貼花彫牡丹文六角植木鉢（作品番号 16）や染付花蝶図花瓶（作品番号 18）などに表れている。

焼成 窯 江戸時代の瀬戸地域では、縦狭間の連房式登窯を使って窯業生産が行われるのが一般的であったが、磁器焼成と共に丸窯と呼ばれる横狭間の登窯が導入された。一方、文化八年（1811）、成瀬隼人正（註 1 9）が藩主の名代として藩祖菩提寺である定光寺御仏参の帰路の記録として「（略）夫ヨリ江（郷）島治兵衛染付焼竈口明ヶ御覧遊バサレ、夫ヨリ江（郷）島丸窯御覧之レ有リ、夫ヨリ南島（略）」（註 2 0）とある。治兵衛の窯が染付焼竈となっており、丸窯ではないことがわかる。同時に、磁器焼成窯に対して古窯という呼称はまだ用いられていない。また、他地区より優先的に治兵衛の窯を視察していることから、当時の治兵衛の位置の高さを物語っている。

窯道具 平ものの壺を防ぐため、作品裏面には、等間隔で整然と並んだ針状目跡が認められる。染付花鳥図風炉敷（作品番号 21）や瑠璃釉踏台（作品番号 9）などがそれで、清朝磁器（註 2 1）

にも認められる技法である。また、瑠璃釉貼花彫牡丹獅子文手桶（作品番号10）では把手部分の下に目跡らしき痕跡が認められる。染付花鳥祥瑞文中皿（作品番号4）など、高台脇に砂目が認められ、古染付写しには意識的に用いられた手法である。さらに『瀬戸陶芸の精華』展に展示した染付竜巻波頭薄端花生（個人蔵）（註22）で立体的に表現された体部を巻く竜や波頭などは、中空に浮いており銅器を連想する造形であるが、特に目跡も認められず、想像を絶する技術力である。さらに、釣焼の開発などについては、はっきりとした事例を確認することができなかった。

II 御用品の製作

窯の配置が描きこまれた「瀬戸窯の図」（文政年間1818-31）（註23）に治兵衛窯は、御用窯と表記され、また年代不詳ながら御窯屋に列した（註24）とされる。ただ治兵衛の足跡を直接示す文献は少なく、御用品についても一部から推定するものである。

『御用物代金積書并願達留』には限られた時期（註25）であるが、御用品製作の記録があり、治兵衛の納入記録が散見される。これによると、天保十一年「御見本之通 寧波染付御水指 右ハ壺ツニ付代銀百三拾五匁ツヽ焼立方」とある。この水指に限って「御見本之通」とあり、他の御用品と一線を画している。同時に、複数焼かれたことが分かり、唐三郎文書（註26）にある、正式ツ、裏式ツとある記述と符号する部分がある。その後も断続的に納入されており、器種としては、水差・香炉・蓋付茶碗・多葉粉壺に至る多岐にわたり、「砂鉢」を除き器種の始めに「御」が付けられている。また、藩主からの「仰付」により、江戸御小納戸に納めた「切立御火鉢」「交趾写御水指」「鳩ニ尾置物」（註27）なども御用品といえる。この際、外の五品については「（略）前頭の通り焼き損じに相成り候えども（略）大損に付き、影焼きにも成りかね候故（略）」とし、「当月中御日延べの儀」願い出ている。

III 製磁技術の拡がりと国益

国益に相障り 『江戸御小納戸日記』天保十一年（1840）八月の条（註28）に「瀬戸竈元川本治兵衛川本友四郎儀御呼寄 於御庭焼立等被仰付（略）」とあり、「其筋へ申談候処 新製焼立方之儀吟味之上ニ而ハ国益に相障り候趣ニ付 右の儀者御差止め被遊（略）」とある。十二代藩主斉荘在位時期（註29）に当たるが、江戸御庭焼においても新製焼については「国益に相障り」という厳しい判断であった。

湖東焼 彦根城下において、十一代藩主井伊直亮、十二代藩主直弼の庇護のもと数々の優品（註30）を残している。これを支えた窯職人に、尾張出身者が多くいたことが知られている（註31）。代表格が、三代治兵衛の弟子市四郎、加藤武右衛門の息子大物造りで知られた岸太郎である。市四郎は丸窯師、岸太郎は土焼師・丸窯師として迎えられており、市四郎は寺尾姓を賜わるなど厚遇されている。やや青味を帯びる透明釉、瑠璃釉と精緻な貼付文（註32）、釉裏紅、細やかな窯道具の使用など、三代治兵衛の技法に通ずる点がある。安政七年（1860）三月三日、直弼が桜田門外に歿すると、湖東焼は衰退に向かい、職人は離散してゆくこととなる。市四郎は、一時京都に向かうが、後に名古屋・川名焼に加わっている（註33）。岸太郎は、瀬戸に帰り、暫く謹慎していたが、慶応年中の陶祖碑製作に招かれ（註34）、大物造りの本領を発揮している。

魁翠園焼 美濃高須藩（註35）（尾張藩の支藩）松平家の江戸下屋敷（東京都新宿区角筈）に十代藩主義建の開いた御庭焼。義建の『芳潤堂日記』（註36）によれば、嘉永四年（1851）に三代治兵衛の甥とされる川本友四郎（貞二）が招かれ、染付磁器や万古風陶器、楽焼等の他、銅版転写の作品などが焼かれている。なお、斉荘没（註37）後、尾張徳川家江戸御庭焼の陶土を嘉永六年八月八日、角筈の川本友四郎に引き渡している（註38）。魁翠園焼は、義建の歿する文久二年（1862）まで稼働しているが、友四郎については安政二年（1855）死亡説（註39）があるなど、不明な点が多くある。

治兵衛の作品に認められる銘、共箱に認められる墨書、印銘などにより、作品の成形、意匠、各種技法などを分類し、製作時期を含め系統的に整理する事を試みたが、成就することが出来なかった。このため、本稿では、文献等からの引用部分、はっきりと三代と判る部分を除き、単に治兵衛と表記した。しかし、瑠璃釉や鮮紅手などまつわる通説的解釈等に一石を投じることができた。ただ、現状では、幾多ある文献・史料等の齟齬を確認しながら、現在に伝えられている作品を踏まえ、漸く調査研究の緒にたどり着いたところと言える。先学諸氏の教示を頂きながら、更なる歩みを進めたい。また『江戸御小納戸日記』からの引用については、山本英一氏による翻読・ご教示に基づくものである。

本稿をまとめるに当たり、下記の方々のご協力と貴重なご教示をいただいた。記して御礼申し上げるものである。

奥田晶子 佐久間真子 前田 博 山本英二

[註]

- 1 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、197頁
- 2 古くは、古渡り・中渡り・後渡り・近渡りの区分がある
- 3 『瀬戸染付の全貌』瀬戸市美術館、2007年
- 4 第三次久保惣コレクション 和泉市久保惣記念美術館蔵
- 5 山本英二翻読『江戸御小納戸日記』尾二・一五九 主に弘化から嘉永・御庭焼関連
- 6 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、井上延年談、大日本窯業協会、1916年、142頁
- 7 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、143頁
- 8 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、143頁
- 9 『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1967年、71頁
- 10 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、247頁
- 11 『日本の色』平凡社、2006年、52頁
- 12 『をはりの花 鳥の巻』二頁参照
- 13 「陶修行聞言(一)」加藤 吾家文書『瀬戸市近世文書集 第三集』瀬戸市史編纂委員会、1992年
- 14 『初期瀬戸染付の謎 加藤民吉とその時代』瀬戸市美術館、2020年、作品番号32・17
- 15 『魅惑の清朝陶磁』京都国立博物館、2013年、作品番号189
- 16 蛍光X線分析の結果、正臙脂と判明。三浦 裕『新しい蛍光X線分析による古陶磁の分析』東京理科大学理学研究科化学専攻修士論文、2004年
- 17 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、355頁
- 18 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、209頁
- 19 尾張藩付家老。犬山城主
- 20 「公儀御役人瀬戸村江竈職御見物之事 諸家御入来留」桂又三郎『瀬戸焼近世文書集』1970年、170頁
- 21 『魅惑の清朝陶磁』京都国立博物館、2013年、作品番号93
- 22 『瀬戸陶芸の精華』瀬戸市美術館・他編、2004年、作品番号64
- 23 『瀬戸窯の図』文政年間
- 24 『瀬戸町誌』北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、225頁
- 25 『御用物代金積書并願達留』天保十一・二年、瀬戸市蔵
- 26 「加藤唐三郎家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』瀬戸市史編纂委員会、1992年
- 27 「弘化元年八月(略) 御在国之節(略) 仰付置候(略)」山本英二翻読『江戸御小納戸日記』尾二・一五九 主に弘化から嘉永・御庭焼関連
- 28 山本英二翻読『江戸御小納戸日記』尾二・一五六 主に天保・御庭焼関連
- 29 天保十年三月二六日～弘化二年七月六日
- 30 『幻の名窯湖東焼 彦根藩窯の盛衰』彦根城博物館、2020年
- 31 仲野泰裕「瀬戸新製焼 湖東焼との関わりの中で」『幻の名窯湖東焼 彦根藩窯の盛衰』彦根城博物館、2020年
- 32 『幻の名窯湖東焼 彦根藩窯の盛衰』彦根城博物館、2020年、作品番号25 瑠璃釉波千鳥図釣瓶形花生
- 33 『陶業史』北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、228頁

- 3 4 北村弥一郎・鹽田力蔵他『日本近世窯業史』第三編 陶磁器工業、大日本窯業協会、1916年、229頁
- 3 5 尾張藩二代藩主光友の二男が高須藩初代藩主松平義行
- 3 6 松平義明「魁翠園焼」『陶磁』第七卷第四号、東洋陶磁研究所、1935年
- 3 7 弘化二年七月六日歿
- 3 8 山本英二翻読『江戸御小納戸日記』尾二・一五九 主に弘化から嘉永・御庭焼関連
- 3 9 『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1967年、307頁

はじめに

享和元年(1801)には、治兵衛とともに唐左衛門、吉右衛門、忠治、藤七、重吉、直右衛門、卯兵衛、勘六、条八、富右衛門、惣助、彦七、富蔵、弥右衛門、仁兵衛の16家が染付焼(新製焼)窯屋へ転業する願いが出されている。そして、文化元年(1804)にはさらに民吉、半助など28家が加わっており、文政5年(1822)には、瀬戸村における染付焼窯屋は91家となっていた¹。これまで陶業を営むことができたのは長男戸主に限られていたものが、新製焼に関しては二男・三男でも開業できるようになったことや、本業焼から新製焼への転業が相継いだことなどによって、すぐに磁器生産は陶器生産をしのぐようになっていったのである。

瀬戸染付初期を代表する窯屋は、加藤吉右衛門、加藤民吉、加藤忠治であるが、それ以降の代表となる窯屋は川本治兵衛と言える。この川本治兵衛の来歴は様々な文献に記載されているが、その元を追っていくと、『をはりの花』と『尾張瀬戸・常滑陶瓷誌』の記述に行き着く。『をはりの花』は、刑部陶痴(1842~1908)が明治18年(1885)から数年間かけて調査・執筆した『瀬戸の花』を土台に大正9年(1920)、瀬戸陶磁工商同業組合が発行したものである。また『尾張瀬戸・常滑陶瓷誌』は寺内信一(1863~1940)が執筆し、昭和12年(1937)に発行されたものである。刑部が生きた時代は、三代治兵衛の時代と重なること、寺内は川本半助などからの聞き取りにより執筆を行ったと言われていることから、この二つの文献はある程度信憑性のある内容と考えられる。これまでは、これらの内容を元に治兵衛像が形づくられてきたが、その内容の一部を本稿で再考してみたい。

1 瀬戸における川本治兵衛の位置付け

(1) 瀬戸染付と尾張藩

瀬戸においては享和元年(1801)に磁器の生産が尾張藩に認められている。そして享和3年(1803)11月には、吉右衛門と忠治が、御蓋茶碗10組を、同年の12月には、染付磁器が尾張藩の蔵物に定められてから初めて忠治が12俵もの品物を尾張藩の御蔵に納めている。続いて、尾張藩は、文化元年(1804)に、磁器に用いる印として「尾張」の木印を下賜しており、また同年には、吉右衛門、忠治、勘六、卯兵衛から尾張藩の贈答用及び江戸藩邸用として、水指、薄端花生、香合、重箱、鉢、硯、茶碗が納められている。

一方で、享和2年(1802)に「蔵元の掟」が定められ、瀬戸村に「御蔵会所」(現：瀬戸市蔵所町、瀬戸蔵)が設置されている。これは、瀬戸の窯屋は製品を瀬戸の御蔵会所に納入し、御蔵物として尾張藩の流通ルートで三都の間屋に売り捌くという制度であった。この管理を行うため、各村に窯元取締役が選任され、製品の流通監視や製品の規格等を管理するのを役目として本業焼と新製焼の双方に各村1名ないし2名ずつ置かれた。こうして、尾張藩によって、生産量、流通量、価格などすべてが統制・把握されるようになっていったのである。

この享和及び文化年間に製作された作品群は令和2年(2020)に開催した「初期瀬戸染付の謎」展(瀬戸市美術館)において紹介したが、それらの作品に伴う銘は、「享和年製」「文化年製」「文化尾製」などの年号や産地をあらわす染付銘や「尾張」印がほとんどであり、個人の窯屋を示す銘は、寺社などへの奉納品などを除くと民吉及び吉右衛門の名しか確認されていない。そのため、尾張藩に納入する製品には特別な者だけが名を入れることが許されたのではないかと推測される。

(2) 治兵衛の銘

文政年間(1818~30)に描かれた「瀬戸窯の図」¹¹には33通の窯が描かれており、川本治兵衛の窯も確認できる。そこには唯一「御用窯」と記されているとともに、同図の中で職場も描かれている。職場が描かれているのは加藤民吉と治兵衛のみであることから、当時治兵衛は瀬戸において民吉と並ぶ特別な存在であったことがうかがえる。

また、文政年間から幕末に至るまでの瀬戸染付の作品を見てみると、製品に個人の屋号等銘が入っているのは、治兵衛のみであり、その他には横井金谷等の絵師の名が記された作品は見受けることができるが治兵衛以外の窯屋の銘の作品は今のところほとんど確認することができない。治兵衛が御窯屋という特別な存在であったから銘を入れることを許されたのか、他の窯屋と比べて良質な染付を製作することができたからなのか、その理由は不明であるが、この事実は特筆すべきことではないかと考える。

『をはりの花』には「文政八年父の家を継ぎ名を治兵衛と改む始め魁陶園と号し後埭仙堂と称し」と記述されており、三代治兵衛の代から「埭僊堂」と号したとされる。このことから「埭僊堂」の

銘がある作品は文政年間以降の作品であるということになる。しかし、染付磁器を開始した二代治兵衛が製作した作品に「埭僊堂」の銘が使用されていた可能性があることや、治兵衛の銘として「其製品は山形に二、又は二重山形、或は円形に治字、又は楕円に川治の印を用ふ」ⁱⁱⁱという記述もあることから、断定はできない。

また、「魁陶園」の銘は、三代治兵衛の初期の頃の銘と『をはりの花』に記述してあるが、「埭僊堂」や「祥学」の銘が入った古染付写しなどの作品と比較すると、呉須の発色や絵付の意匠などが異なるものであり、時代検証も含めて更なる研究が必要と考える作品群であると言える。

2 瑠璃釉の開始について

本展においても瑠璃釉の作品は数多く出品されており、治兵衛の代表的な作品群の一つとして挙げることもできる。これらの瑠璃釉作品には、白磁の文様を貼り付けた作品や、高浮彫のように彫刻が施された作品、そして幾何学模様など大変斬新な意匠の作品が現存しており、その技術レベルとデザインセンスは卓越している。『をはりの花』ではこの瑠璃釉について、「瑠璃釉と称するは埭仙堂の発明する処なり」と記述されていることに加え、瑠璃釉の優品の多くが治兵衛作として残されていることから、瀬戸において瑠璃釉は治兵衛が発明したものと言われてきたのである。

瑠璃釉の呈色剤となる呉須は瀬戸では砂呉須や岩呉須といった地元で産するものと輸入の唐呉須を使用していた。中でも砂呉須は大変上質なもので、瑠璃釉に多く使用されたとされる。しかし文政元年(1818)には、「一、瑠璃葉 御停止 御用物之外売用品ニハ格別、直段宜敷品ハ願上焼立候事」^{iv}というように、その使用については許可制となり、制限がかけられていっている。このことからこれ以前には盛んに瑠璃釉の作品が作られていたことがわかるとともに、上質な砂呉須を使用する瑠璃釉の作品は希少性が高まり、尾張藩からの献上品や注作品、返礼品として製作されるなど特別な存在となったことがわかる。

瑠璃釉の初現を物語る作品としては、例えば「文化年製」染付銘及び「尾張」刻印を有する《瑠璃釉重柏葉手鉢》(写真1)がある。この作品は『をはりの花』に同形の作品が掲載(写真2)されているもので、「加藤民吉作瑠璃地重ネ葉形の手鉢」として紹介されている。ほぼ同様な形状の手付鉢に緑釉が施された作品も現存している。この瑠璃釉は、治兵衛作品よりも黒く深い色を呈しているが、釉の収縮が激しく素地が見えるところもあり焼成が難しかったことを物語っている。この作品は二代治兵衛の時代と重なるが、同様の柏葉の意匠の作品が、民吉m p 修業地の佐々に残されていることから、本作は『をはりの花』の記述のとおり民吉作と推測した方が妥当と考える。

このように、19世紀初頭に瀬戸において磁器生産が始まった同時期から様々な瑠璃釉の作品が製作されていたことがうかがえるが、治兵衛が瑠璃釉を発明したと言えるような事実関係は今のところ見当たらない。

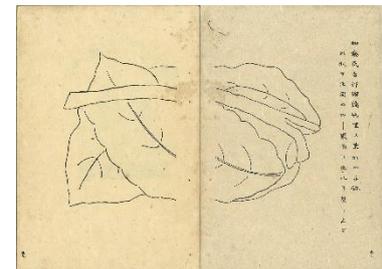
おわりに

三代治兵衛は弘化4年(1847)迄に釉薬代滞納のために中絶したという記録が残されている^v。文政6年(1823)に家督を継いだ^{vi}とされるため、三代治兵衛が盛んに生産していたのは文政・天保・弘化時代の20年あまりとなる。この短い期間に古染付写し、瑠璃釉の作品を始めとして、当時の瀬戸染付の精華を極めた作品を数多く製作していったのである。まさに当代を代表する窯屋であったと言える。

また、治兵衛の甥と言われる川本友四郎(貞二)が嘉永4年(1851)に江戸で開窯したとされる江戸の魁翠園焼や、同じく嘉永年間(1848~54)頃に治兵衛の弟子である加藤新七によって開窯された名古屋の川名焼、同じく治兵衛の弟子である寺尾市四郎が嘉永年間に彦根の湖東焼に招へいされるなど、治兵衛窯の中絶によって彼の弟子たちは各地に散らばり窯で培った大変高い技術を他の産地に伝えている。結果的ではあるが治兵衛によって瀬戸の技術が全国各地に伝播されたことは特筆すべきことである。



1 瑠璃釉重柏葉手鉢 文化年間 口径
19.6×14.4 cm 瀬戸蔵ミュージアム蔵



2 瀬戸陶磁器工商同業組合編『をはりの花 月の巻』(花雲堂、1920年)より

-
- i 「陶家宝伝記」『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1967年、82～83頁
- ii 『瀬戸市史陶磁史篇三』瀬戸市、1967年、口絵5
- iii 大日本窯業協会編『日本近世窯業史 第三編 陶磁器工業』大日本窯業協会、1917年、225頁
- iv 「加藤一滴家文書」『瀬戸市近世文書集第二集』瀬戸市、1991年、71頁
- v 「弘化四年八月 瀬戸村竈屋中絶人別覚帳」『瀬戸市史 資料編四 近世』瀬戸市、2003年、308頁
その後は川本半助の窯で作品づくりを細々としていたとされる。
- vi 「瀬戸染付焼窯屋組合人別帳」東京国立博物館蔵

津金文左衛門と染付焼開発の発端

— 染付焼開発に至る実相を探る —

瀬戸市文化振興財団常務理事 谷口雅夫

はじめに

染付焼開発に至る経緯は、津金庄七胤貞の「尾張新製染付焼開発之事」¹と、加藤唐左衛門の「染付焼物御発端ノ事」²により知ることができる。

享和元年(1801)3月に熱田前新田が築かれたのをうけ、民吉は父吉左衛門とともに百姓を希望し入植した。開墾に従事していたところ、不調法な姿が熱田奉行津金文左衛門(胤臣)の目に留まった。文左衛門は窯職に精を出すならば、南京焼の製法を伝授すると民吉父子に伝えた。民吉父子は大いに喜び、あれこれ指図を受けながら染付焼(磁器)の開発に取り組み、同年9月には小品ではあるものの、南京焼と紛らわしいほどの染付焼を焼くことに成功したというものである。

こうしたことから、文左衛門は染付焼製法の伝授者として、民吉父子は染付焼開発者として知られているが、その実相についてはいまだ不明な点が多い。本稿では、文左衛門の瀬戸陶業との関与を明らかにしながら、瀬戸陶業を牽引してきた由緒ある窯屋が新たな染付焼(磁器)開発を受け入れるに至った要因を考えるとともに、文左衛門(尾張藩)の目論見と瀬戸村庄屋唐左衛門(窯屋)の思惑を通して染付焼誕生の姿を探ってみたい。

1 津金文左衛門らの経歴

(1) 津金家の系譜

文左衛門の祖先は甲斐武田の家臣であった家柄である。『士林浜涸』³によると、家祖とされる胤時は津金美濃という。武田信玄・勝頼に仕え、永禄4年(1651)の川中島の合戦で、さらに同12年(1569)の小田原攻めの三増峠の戦いで手柄をたてた。天正3年(1575)に長篠の戦いで戦死した。

胤時の二男胤久は津金修理、はじめ信玄・勝頼に仕えるが、武田家滅亡後高2500石で徳川家康に仕えた。慶長8年(1603)に御旗本より尾張藩初代藩主義直の御傳を仰せつかった。慶長19年(1614)には御番頭の兼帯を仰せつかった。元和8年病死とある。

胤久修理の二男津金庄七は、父の家督2500石を下置かれ御番頭を仰せつかった。寛永3年(1626)に病死したが、忬がなく母へ300石が下された。三男治部右衛門は元和4年(1618)9月10日卒とあるのみで詳しくはわからない。以後、胤景・胤広・胤郷・胤英・胤忠と続く。

文左衛門の父胤忠は、実は胤英安之進の弟である。宝永3年(1706)に兄の名跡を継ぎ150石を賜う。寛保元年(1741)には御納戸を仰せ付けられるが、同2年(1742)他界する⁴。

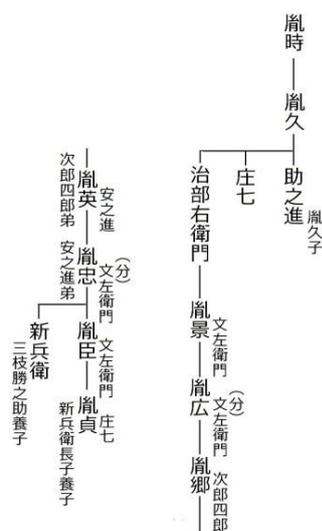


図1 文左衛門系図⁵

(2) 文左衛門たちの藩歴

文左衛門胤臣 父胤忠が早く他界したため、寛保2年(1742)に父の遺跡を継いで馬廻となり、同3年(1743)には藩主宗睦の世子治休の小姓となった。普請組寄合金方御納戸の後、明和元年(1764)から同3年(1766)まで勘定奉行を、同8年(1771)までは勘定奉行元方役、その後陽姫様御用達に付属した。後に普請組寄合、御部屋御小姓立、錦織奉行(詰)の職に就き、寛政3年(1791)5月熱田奉行に転じ、船奉行を兼ねた。享和元年(1801)12月20日、病死した⁶。

文左衛門は、若いころ藩士で儒学者の須賀精齋、子の亮齋に学んだ。諸種の武技にも錬塾して允可状を得るものもあった。また、和歌を公卿冷泉為泰に学び、和歌一卷が冷泉家に残るといわれる⁸。

寛保	2	1742	10月	父末期の依頼により居屋敷下さる。馬廻組
	3	1743	12月	宗睦の世子治休の御小姓
宝暦	8	1758	6月	普請組寄合
明和	元	1764	11月	勘定奉行
	3	1766	1月	勘定奉行元方
	8	1771	3月	陽姫様御用達
安永	2	1773	12月	普請組寄合
	4	1775	2月	御部屋御小姓立
	5	1776	9月	普請組寄合
	6	1777	1月	御部屋御小姓立
	8	1779	8月	御先手御足軽頭
寛政	元	1789	10月	錦織詰
	3	1783	5月	熱田奉行兼御船奉行
享和	元	1801	12月	病死

表1 文左衛門の藩歴⁷

庄七の実父新兵衛 三枝勝之助事新兵衛は文左衛門の弟として養子縁組した。五十人組出役、五十人組並を経て白鳥御材木奉行となった。安永8年(1779)に御勘定奉行並、同9年(1780)には御勘定奉行本役となる。天明元年(1781)御道具方御用懸を仰せつけられ、御側御用も勤める。同4年(1784)2月に木曾御材木奉行となり、呉服細物方御納戸も兼ねる。同5年(1785)9月に御勘定奉行元方となり、木曾御材木奉行・呉服細物方御納戸はこれまでどおり兼ねる。寛政3年(1791)に依頼により五十人頭、同6年(1794)6月にはこれまでの元方の御役名は止めとなり、これまでの通り御勝手方となる。同10年7月に御広敷御用人となり、以後淑姫君様御附御用人、岐阜奉行、御小納戸、奥寄合を務める。文化14年(1817)8月9日、病死した⁹。

庄七胤貞 文左衛門に男子がいなかったため、弟の新兵衛の惣領繁丞(庄七)が養子となった。寛政12年(1800)に御広敷御玄関詰並となるが、享和元年(1801)5月依頼により役儀を御免、小普請組となった。同2年(1802)父文左衛門の遺跡を継いで寄合となる。文化14年(1817)には願いにより隠居¹⁰。庄七は父の意をくんで民吉らを支援し、染付焼製法の指導に尽力した。

(3) 文左衛門と藩政改革

尾張藩は宗春期以降も厳しい財政難に直面しており、宝暦11年(1761)に九代藩主の座に就いた宗睦は、これを打開するためさまざまな改革が断行している。安永8年(1779)、国用人人見弥右衛門は国奉行を兼帯し、宗睦の特命によって治水を担当し、藩内各地を巡見した。宗睦の絶大な信頼のもと、人見主導の尾張藩の天明の改革が行われることになる¹¹。

天明元年(1781)5月の御国方役所の改革をはじめ、各地に所付代官を置き、直接民情を報告させて農政を把握する制度をとった。また、財政逼迫を補填するため、藩の米切手の発行が議論され、寛政4年(1792)6月に米切手の発行を幕府が許可、11月に発行されることになる。米切手を発行して財政の窮乏を救わんとする政策で、発行に先立ち藩内で評議が重ねられた。財政通の文左衛門は、藩内には準備金が不足するとして、弊害の具体例をあげ反対している。また、綿布役銀制度が寛政3年(1791)8月に実施される。藩は、凶荒の備えとして困糶制度を採用していたが、たび重なる水旱飢饉を救うには不十分であったため、文左衛門が建議、これが実施をみることになる¹²。

治水や新田開発による農業基盤の拡充といった農政に限らず、殖産興業・奨学事業においても、それぞれ画期的な成果をあげることができたのは、人見弥右衛門・竹中彦左衛門・樋口又兵衛・津金文左衛門らの補佐するところが大きいとされる¹³。

2 瀬戸陶業と津金文左衛門・新兵衛

藩政改革で経済政策を推進したのが勘定所であった。勘定奉行は古い職であるものの、地位はさほど高くはなく、おもに200石から300石クラスの家臣がつとめる技術的な役職であった。寛政6年(1794)の機構改編で国奉行は勘定奉行に合わせられた。従来の勘定奉行は勝手方勘定奉行に、国奉行は地方懸り兼公事方懸りの勘定奉行(地方勘定奉行)となった¹⁴。

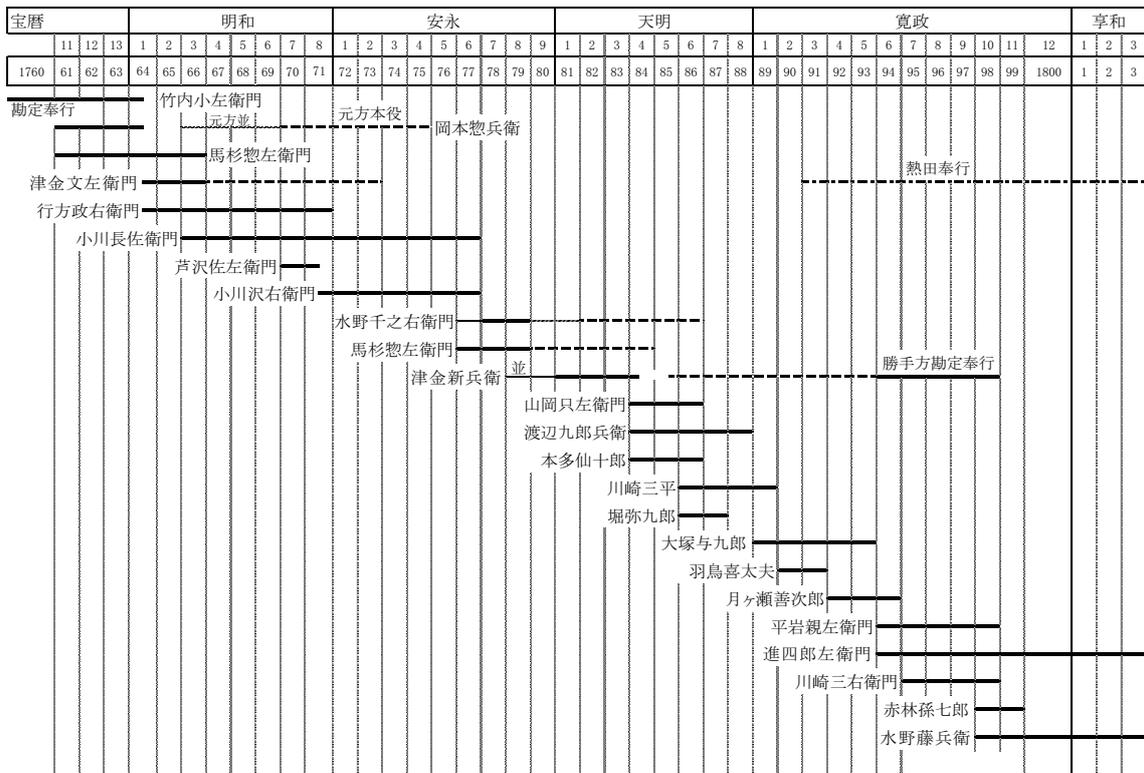


表2 勘定奉行・勘定奉行元方の推移¹⁶

文左衛門、そして弟の新兵衛も勘定奉行を仰せ付けられ、さらに他の役職と兼帯しながらも、長いあいだ勘定奉行元方に就いている。「元方」がいかなる職であるかは判然としないが、勘定奉行の定員は3名から5名とされ¹⁵、元方も加えないと定員に達しないことや勘定奉行経験者の職であることからすると、勘定方にまつわる職であることは間違いなからう。文左衛門・新兵衛兄弟は、この在任期間を通して瀬戸陶業とのかかわりをもつことになったと考えられる。

(1) 殖産興業としての陶器増産

元禄期(1688-1704)頃に、瀬戸村で焼成が開始された「御室茶碗」「腰鑄茶碗」は、京焼写しとされている。とりわけ、御室茶碗は陶器の素地に呉須絵が施されている。京焼風陶器と呼ばれる京都の影響を受けた、刻印を押す碗がつくられ



腰鑄茶碗(李兵衛) 御室茶碗(李兵衛)

図2 腰鑄茶碗・御室茶碗¹⁸

た。瀬戸村の北新谷の定助窯跡や李兵衛窯跡で、製品の裏に「清」を刻印した腰鍔茶碗が採取されている¹⁷。

明和期(1764-72)頃になると、焼成器種は劇的な転換をみせる。これまで焼かれてきた御室茶碗や志野丸皿は姿を消し、天目茶碗・丸碗なども生産量は激減する。代わって、刷毛目・鎧・柳・笹絵などの茶碗類、長の・小杉・鎧・小中・糸目などの湯呑類、型打・梅文などの皿類、大皿・馬の目皿などの盤類、火鉢・瓶掛などの鉢類などの新器種が登場する。また、技術面でも呂宋釉・うのふ釉・透明釉などの単独使用や複数の釉薬を流し掛ける掛け流し技法がみられる。黄瀬戸・織部・御深井様式が復活するのもこの時期の特徴である。さらに注目すべきは、陶器の染付丸碗・染付皿など、染付製品が焼かれるようになる¹⁹。

こうした多品種の新たな生産は、尾張藩の藩政改革の一つである殖産興業にほかならない。この戦略に中心的な役割を果たしたのが藩財政を取り仕切る勘定方であり、この頃の勘定奉行には文左衛門が就いている。



図3 長の・小杉湯呑(京・信楽の影響)と
染付丸碗・皿(肥前磁器の写し)²⁰

(2) 瀬戸陶業の出来事とそのかわり

本郷の古窯再興願い 宝暦 12 年(1762)、瀬戸村本郷の百姓 12 人が本郷内に所在する中絶した古窯の再操業を計画し、藩の国奉行に願い出た。これに対し、従来の瀬戸村窯屋は窯仲間の規制(定書)を理由に認められないと強硬に反対した。この古窯再興をめぐる争論は 9 年にもおよぶが、争点は窯屋の新規増加であり「藤四郎の筋目」にあった²¹。この一件は「国奉行ー郡奉行」が担当したが、勘定奉行・同元役の文左衛門は陶器販売戦略を取り仕切る立場から、こうした争論を耳にしていたことは間違いあるまい。

物産政策としての資源総点検 将軍徳川吉宗が死去した後の宝暦・明和期(1751-89)の特徴としては、これまでの主穀中心の経済政策から、殖産興業政策あるいは適地適産政策といった、その土地にもっとも適した産業を興すことにより、経済の活性化を図るように転換してきたことである。尾張藩における特産物政策の一つが陶器産業である。

藩士内藤東甫は藩主宗睦の内命をうけ、『張州雑誌』の編纂に着手しているが、少なくとも明和 2 年(1765)には地誌の取材を始めている。人見弥右衛門、竹中彦左衛門はその手伝いをしている。『張州雑誌』の編纂は安永年間(1772-80)に集中しており、天明 8 年(1788)に完成した。「不表立御用」である旨が繰り返して述べられていることから、公然とした藩撰の書物とは一線を画される。とは言え、編纂費用には一時金の下賜や必要経費が支給され、また編纂の助手の任命や御側書物の貸し出しなど、さまざま便宜が図られていることから、私撰の書物ではなく藩撰の書物、それも奥向きの書物とみられている²²。瀬戸村の場合、神社は深川神社、仏閣は宝泉寺、産物では陶器関連記事が図入りで詳しく記されており、ことに陶祖の伝記では、にわか信じ難い内容や大同小異の内容であっても、さらには証明するものがなくても、注釈を述べながら記録として載せている。

また、安永 9 年(1780)には、瀬戸村の窯屋の悉皆調査が行われている。当時、家数 142 軒、陶工人数 113 人、困窮故中絶者 22 人、認可済みながら取りかかっている者 7 人、兄弟・伴 60 人、総人数 260 人、このうち手伝いの者 116 人、窯数 24 通であった²³。

さらに、安永 10 年(1781)では瀬戸村窯屋が土掘りを許可された記録が残される。瀬戸村控山の内 32 か所、上水野村持分御林平御山の内 13 か所、下品野村持分 8 か所、合計 53 か所の土取り場所の詳細が記される²⁴。

これらは、藩の産物をもらさず調査し記録する資源総点検運動に他ならない。新兵衛は安永 8 年 3 月から勘定奉行並、同 9 年 11 月から勘定奉行本役を仰せ付かっており、こうした経済政策に何らかの形でかかわったものと推察される。

水野代官所の設置 天明元年(1781)5 月の御国方役所の改革をはじめ、各地に所付代官を置く。佐屋・北方・水野に始まり、翌 2 年 4 月に鳴海・小牧・鶴多須・太田・円城寺、同 3 年 8 月には神守・横須賀・上有知・清須代官を設置した²⁵。尾州・濃州郡奉行は廃止され、村方支配は国奉行一所付代官に一本化された。

さらに、寛政 6 年(1794)には国奉行が廃止され、その職務を勘定奉行に併合され、従来の国奉行は地方懸り兼公事方懸りの勘定奉行(地方勘定奉行)となった。中水野村に水野代官所が置かれ、代官には御林奉行の水野権平正恭が兼職で就くことになる。

尾張藩による窯屋の規制 天明 4 年(1784)7 月、仲間内の規制(定書)に代わって、藩から安永 9 年の窯数の固定、窯株売買の禁止や家督は実子・養子区別なく 1 人限りといった通達がなされた。これは窯仲間の定書を追認するものであったが、大きく異なるのは血統を根拠とした「筋目の論理」が排除されたことにある。これを境として、窯仲間と藩権力との関係が大きく転換している。同時に、この時期に実質的な窯株制が成立したとされる²⁶。

	元文 2年	元文 5年	寛保 2年	延享 2年	延享 5年	宝暦 4年	宝暦 5年	宝暦 10年	宝暦 13年	明和 7年	明和 8年	安永 9年	安永 10年
日影窯系	1			1									2
経塚山窯系	6				延享 の 定書		宝暦 の 定書						7
日面窯系	3						1						4
元十窯系	2												1
角左衛門家祖	1												1
長兵衛家祖	1					1							2
市右衛門家祖	1	1						1					3
八郎右衛門家祖	1	1									1		3
郷嶋再興窯									1				1
計(通)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	24			24

表3 元文期～安永期の窯数変動²⁷

「天明系図」の録上 これに関連してか同年 12 月、勘定方ではなく尾張藩茶道方より、瀬戸・赤津・下品野 3 か村の窯屋に対し、「藤四郎系図」及び「志野焼・織部焼の根元」についてお尋ねがあり、翌 5 年(1785)1 月に録上している²⁸。これが世にいう「天明系図」である。この「志野焼・織部焼の根元」をまとめあげたのは、御用陶工の重右衛門と陶祖嫡流家の孫右衛門・喜平次・武右衛門であった²⁹。

『尾張名所図会』に「陶祖頌」なるものが載せられている。国用人人見奈(弥右衛門)の手によるもので、安永 8 年(1779)に書かれたものである。この「陶祖頌」には藤四郎の肖像画が書き添えられているが、これは『張州雑誌』の編者内藤東甫が描いたものである。ここには陶祖のほめことばのみならず、「尾張や美濃の地で、陶業で生活し加藤の姓を名乗っている者は、皆この春慶の子孫であり家業が切れたり続いたりしている。その中でただ一つ、瀬戸で陶業の首長となっているのが見られる。大藩である尾張藩では俸禄を加藤春暁に与え、代々陶業を絶やさないでいる。」と、武右衛門春暁を称賛した内容となっている³⁰。

陶祖の筋目を第一とする窯屋と、由緒・いわれを排除しようとする勘定方との攻防がうかがえる。新兵衛は、天明 4 年(1784)2 月に木曾材木奉行兼呉服細物方御納戸の職に就くものの、天明 5 年(1785)9 月から寛政 6 年(1794)6 月まで木曾材木奉行に加え勘定奉行元方を仰せ付かっている。

信長の朱印状の持ち回り 寛政3年(1791)、尾張3か村(瀬戸・下品野・赤津)の窯仲間は、瀬戸の市左衛門が賜った「信長の朱印状」を当時保持していた多治見村に、親類付き合いと朱印状の持ち回りを申し入れている。この窯仲間の代表者たちは、慶長15年(1610)に美濃から呼び戻され、「諸役免許」と窯場の御除地を与えられた由緒ある窯屋の後裔であった。今後睦まじく親類付き合いをしていきたいというものであった³¹が、真の狙いは三州・濃州での新窯の差し留めを願い出るために必要な錦の御旗であった³²。同4年(1792)12月には、尾張3か村と濃州多治見村・久尻村の5か村は「1か年預かり」などの取り決めを行っている³³。

新窯の差し留め願い 寛政5年(1793)8月になると、尾張3か村の窯屋は水野代官所に、幕府領や旗本領にもかかわらず三州・濃州の新規窯の差し留めを願い出ている。さらに、翌6年(1794)には信長の朱印状を抛りどころとして、尾張3か村と多治見村・久尻村以外の濃州新窯の差し留めを水野代官所に願い出たのである³⁴。差し留めの理由は、信長の朱印状をとりあげ由緒がないとするものであった。寛政8年(1796)には尾張3か村の窯屋が笠松陣屋へ願い出ている。そこで鈴木郡代は幕府領の窯元たちへこれを伝えたところ、窯屋たちは「先祖代々の焼物職であり、由緒系図はないが運上金を納めており由緒系図と同じだ」と主張した。尾張3か村の窯屋も一応納得して願いを下げたのである³⁵。これは瀬戸で縛りをかけても、美濃で自由に焼かれては効果がないことからの差し留め願いであった。この動きは寛政8年まで続き³⁶、当初は国奉行がかかわったものの、寛政6年(1794)の機構改編で勘定奉行(地方勘定奉行)となった。このとき、新兵衛は直接担当する案件ではなかったものの、勘定奉行元方から御勝手方勘定奉行に就いている。

水野代官所	年代	尾張	操業窯数
	寛政年間	瀬戸村	25
	寛政8年	赤津村	8
	寛政10年	下品野村	4

笠原代官所	年代	美濃	操業窯数
		寛政8年	多治見村
	同枝郷 一之倉		4
	同枝郷 大畑		2
	久尻村		1
	同枝郷 高田		5
	笠原村		4
	同枝郷 瀧呂		3
	土岐村枝郷有牧		1
	下石村		9
	駄知村		4
	曾木村	1	
	妻木村	3	

表4 寛政年間の瀬戸・美濃窯数比較表³⁷

文左衛門・新兵衛はこうしたさまざまな出来事を通じて、由緒系図による窯屋の論理をつぶさを感じながら瀬戸陶業と深くかかわった。

(3) 窮地に立たされる瀬戸陶業

由緒系図の限界 由緒ある窯屋たちは、天正2年(1574)から230年を経たこの時期になっても、なお信長の朱印状にすがってまでも瀬戸陶業を守ることへ執着したのであった。むしろ御三家の筆頭格である尾張藩を後ろ盾にとって、三州・濃州の幕府領や旗本領の窯屋を相手に、信長公の御威光をもって物申す姿は、恐ろしいまでの執念を感じるのである。このままでは自分たちの陶器生産が維持できなくなるという危機意識から、信長の朱印状による差し留めを願い出たものの、他領に及ぶものではなかった。それどころか、諸役免許こそが窯屋の特権であると固く信じてきた尾張3か村の窯屋たちは、美濃側が代々納めてきた「運上金」(窯役)を対抗要件としたことに強い衝撃を受けたに相違あるまい。もはや由緒系図を抛りどころとした旧来からの体制では乗り切れないと悟ったのである。

繰り返しになるが、由緒ある瀬戸村の窯屋たちは、陶祖藤四郎の筋目の者を名のり瀬戸陶業を牽引してきた。それと同時に彼らは、陶祖藤四郎の手筋の名工として、織部焼・志野焼などで名を馳せていた。陶祖嫡流家であり名工と称えられる窯屋たちにとって、日常用の小型碗類に加え、陶祖藤四郎の手筋の茶器においても、古染付や祥瑞の器に取って替わられてしまうのではない

かという危機感があった。なぜなら茶器古染付には、志野・織部などの茶の湯の美意識が根ざした、いわゆる桃山陶の影響が色濃く反映している³⁸といわれているからだ。陶器から磁器への転換は、まさに陶祖藤四郎の筋目の者を名のる窯屋たちにとって、魂を揺るがす出来事であった。

しかし、かたや一方では、市場の劣勢を挽回するため副島勇七伝説にみられるように、染付焼開発に懸命に取り組む窯屋たちがいたであろうことを見落としてはならない。

寛政改革における市場統制 幕府は石高制を維持するため、米価を安定させながら、諸物価を相対的に下げる必要があった。寛政初年には米価の引き下げに一応成功しているが、米価に比較して他の諸物価は引き下がらなかった。寛政 2 年(1790)、騰貴した米価が下落し安定したのに応じ、諸物価の引き下げを全国的に命じた。その際に、生産・流通構造の全国的な実態調査が行われている。江戸の間屋仲間と幕領・藩領を問わず全国各地の仕入元とに、木綿・呉服物・真綿・糸類・繰綿・雑穀・塩・味噌・酒・酢・醤油・茶・乾物類・干粕・油粕・醤油粕・紙・炭・薪・畳面・干鰯・塗物道具類・瀬戸物・硫黄の 24 品目の商品について、宝暦元年(1751)から同 3 年(1753)と、天明 3 年(1783)から寛政 2 年(1790)までの値段を、買値段や売値段、諸掛り物、口銭等に分け調査させている。このなかで、瀬戸物は茶碗・皿鉢・壺、それぞれの値段を指定している³⁹。調査の結果をもとに書上げ値段から一定率の引き下げを江戸や大坂の間屋に強制するという単純なものであり、間屋側の強い抵抗があり、1 年余りうやむやの沙汰止みとなってしまった⁴⁰とされる。

この頃に名古屋の荷物問屋が提出した、1 年間の取扱商品の見積書をまとめたと思われる寛政 4 年(1792)の「本府出納書物ノ概量」⁴¹によると、城下・領分からの出荷額は、米・木綿・綿・太物・材木・酒・酢等除いて 17 品目で 29 万 6000 両であった。このうち、他領に出荷された美濃紙 6 万両(7 分他行)、瀬戸物 2 万両(9 分他行)、木曾塗物・櫛類 1 万 5000 両(伊勢・西国、其外木曾より江戸・北国行不相知)、元結 1 万 3000 両(7 分他行)などは特産品である。

日本のやきもの市場の変化 宝暦～天明期(1751-88)から化政期(1804-30)にかけて、江戸の料理文化が花開いたといわれ⁴²、日本のやきもの市場でも大きく変化していた。

喫茶具主体の小型碗類は舶載青花を除き、17 世紀後半代から 18 世紀後半まで陶器が中心を担っていた。発掘調査の成果から、江戸市中の大名藩邸などでは、京焼意匠を模した瀬戸・美濃産の陶器碗が多く用いられ、18 世紀代では主体を占めていたとされる。それが 18 世紀後半になると、京焼と同巧製品を量産する信楽陶器が多量に流通し始め、さらに 18 世紀後半代の小丸碗・筒形碗の登場により、それまで小型碗類においては客体的であった肥前系磁器も急速にシェアを握り始めていた。瀬戸・美濃は、この段階で主力の一つである小型碗類の市場において、劣勢に立たされていたとする報告がある⁴³。

この頃の瀬戸 3 か村の窯屋の状況を記録した史料が残される⁴⁴。「御金三千両 右者九月何日地方勘定所御役所ニ而、御代官水野権平様御代右三ヶ村(瀬戸村・赤津村・下品野村)焼立有荷物引当テ御拝借被仰付、直ニ千両御借渡し、内五百両瀬戸、五百両赤津・下品野江二ツ割ニ御拝借、残二千両両度ニ御借渡し、」、あるいは「御金五百両 右ハ寛政十年午七月十日地方勘定所御役所ニ而、御代官水野権平様御代ニ有荷物引当ニて三ヶ村(赤津・下品野)窯屋江御拝借被仰付候、」と記され、荷物が捌けず、きわめて厳しい状況にあることが見て取れるのである。

水野代官は地方勘定奉行の支配であったことから、権平の配下が地方勘定所御役所へ出向しているが、当然拝借金の工面は勝手方によるものであった。このとき、新兵衛は地方勘定所ではなく、勝手方勘定奉行に就いていた。

文左衛門らと瀬戸陶業とのかかわりは、水野権平の存在も大きかったと推察される。水野権平正興は元文4年(1739)から安永4年(1775)8月まで御林奉行、跡を継いだ権平正恭は同年10月から文化7年(1810)まで御林奉行、天明元年(1781)5月からは水野代官を兼ねた⁴⁵。水野氏は代々上水野村に屋敷を下されたが、平田町にも役宅があった⁴⁶。瀬戸の事情に詳しい権平と文左衛門の役宅とはわずかに4軒先という近所同士で、お互い知らない関係ではなかっただろう。

とろで、これは文化元年(1804)の赤津村の記録ではあるが、「新製焼之儀ニ付先達而江戸表瀬戸物屋中瀬戸村へ被相越候節示談被致候趣ニハ、新製焼之儀ハ只今十五人ニ而茶碗類一品年中焼立申候而も、江戸表ニ而一人ニ而売捌申候ほとも得出来不仕候付、」⁴⁷とあり、瀬戸村で新規に新製染付焼を認められた窯屋15人が、茶碗類一品を年中焼いても江戸の売捌人1人の捌き量に至っていないとしている。この時期、磁器の碗類が好調な売れ行きであるのに対し、陶器碗類がいかに苦戦しているかを物語っている。

いずれにしても、藩は瀬戸陶業を牽引してきた誇り高き由緒ある窯屋たちに気配りしてきたが、ここに来てようやく陶器生産だけにこだわらない、新たな磁器製品である染付焼開発にシフトしたものと考えられる。

(4) 寛政12年(1800)の出来事

天中和尚が東向寺へ この年、愛知郡一色村(現名古屋市中東区)の神蔵寺住職天中和尚が九州天草の東向寺へ、そして天中和尚にかわって為範和尚が神蔵寺住職となった。これに先立つ寛政元年(1789)には、神蔵寺五世の慈明洞水が西方寺の十六世住職として九州佐世保に移っている。この洞水和尚と入れ替わって神蔵寺六世の住職となったのが天中和尚であった⁴⁸。洞水和尚は肥前国江迎猪調(現長崎県佐世保市)の生まれであり、西方寺は地元といってよい。その西方寺のある平戸藩には三川内焼がある。当地では地元で陶石が産出しなかったため、早くから天草陶石の導入がなされていたとされる⁴⁹。

民吉が肥前に滞在することになるや、洞水の弟子である雄賢興国が文化元年(1804)8月に西方寺から神蔵寺に移動している⁵⁰。後に、民吉は九州での修業で東向寺・西方寺を拠点としているが、このような住職交代は興味深い出来事である。

唐左衛門が瀬戸村庄屋に 信長朱印状の持ち回りと、他領における新窯差し留め願いで瀬戸村庄屋を務めた新七⁵¹は陶祖嫡流家の窯屋であったが、代わって藤左衛門の嫡男唐左衛門が29歳の若さで継いだ⁵²。国用人人見弥右衛門に「大藩である尾張藩では俸禄を加藤春暁に与え、代々陶業を絶やさないでいる。」とまで称賛された武右衛門春暁であったが、天明の所付代官の設置の際に、藤左衛門が代わって庄屋に就任している⁵³。庄屋は、世襲や特定の年寄層の中から選任されていたものが、やがて村内での合議や輪番、入札などによって決められるようになっていったといわれ⁵⁴、藩が任命している⁵⁵。こうした大きな節目における庄屋の交代は、あながち尾張藩の意向と無関係ではあるまい。

年号	庄屋	組頭
元禄 6 1693	九兵衛	長兵衛 太郎左衛門
享保 14 1730	長兵衛	武右衛門
宝暦 2 1752	武右衛門 平吉	
5 1755	武右衛門 平吉	
12 1762	武右衛門	権右衛門 藤右衛門
明和 3 1766	清吉	
7 1770	園右衛門	
安永 7 1778	武右衛門(春暁)	孫十
9 1780	武右衛門(春暁)	孫重 円六
天明 1 1781	武右衛門代繁吉	
4 1784	藤左衛門	新七 定七 清吉
寛政 5 1793	新七	
6 1794	新七	
12 1800	唐左衛門	
享和 2 1802	藤(唐)左衛門	
文化 3 1806	藤(唐)左衛門	
12 1815	甚四郎	
文政 2 1819	甚四郎	新兵衛
4 1821	磯八	新兵衛

表4 瀬戸村の村役人一覧⁵⁶

熱田前新田に着工 文左衛門は寛政元年(1789)の錦織詰ののち、同3年(1791)5月に熱田奉行に転じ、船奉行を兼ねた。錦織奉行は寛文5年(1665)に設置されたが享保12年(1727)に廃止、享保17年(1732)に再設置されるが天明期(1781-88)に再び廃止された。錦織役所(現岐阜県八百津)は宝永期(1704-11)から置かれた。錦織綱場、太田・犬山の川番所を管理し、太田と大湫の番所、錦織と芦渡の梶乗頭等を支配した⁵⁷。

熱田奉行は当初国奉行が兼ねたが、寛永16年(1625)から専任となる。熱田の町・熱田社領を支配する。延享2年(1745)から船奉行を兼ね、天明2年(1782)から享和2年(1802)まで熱田付近の村々も支配した。また、船奉行は藩の船や船番所を管理した。船頭・水主・大野村廻船惣庄屋等を支配した⁵⁸。

この時期に開発された熱田前新田・飛島新田は、文左衛門の進言によるものであった。錦織詰在任時における木曾川水運の経験をはじめ、伊勢湾の海運を考慮したものであったと考えられるが、以前から藩内には新田否定論があった。藩士天野信景は随筆『塩尻』で治水面から干拓に反対、儒者蟹養斎は「治邦要旨」で財政面から反対している。また、寛政8年(1796)には国用人人見弥右衛門が「康済録抄解」で、新田を増せば肥料や用水が不足すること、河岸や海辺の新田は本田の排水に支障を来し、本田の収入が減少することなどをあげ反対している。こうしたなか、治水事業に実績のある普請奉行水野千之右衛門が建白書を提出し、藩収入の増加と生活困窮者の救済を新田開発に求めた。その内容は、「用水、肥料、治水など全体のことを考えたうえで新田を開き、生活困窮者、その日稼ぎの者、下級武士で子供が多く生活に苦しい者を集めて送り込めばよい。熟練した農民を選び指導させれば農耕はできる。藩が運営すれば、税だけでなく開発事業者の利益になっていた分まで藩収入となる。」というものであった⁵⁹。

このような背景のなかで、新田開発が行われた。熱田前新田は熱田新田の南に位置し、これに匹敵するものであった。この新田開発は、藩が直接出資する工事ではなく、名古屋の勝手方御用達から経費として1万両を調達して行われた。寛政12年(1800)7月に着工し突貫工事のすえ、翌享和元年1月に竣工した⁶⁰。

藩政初期の段階から、藩は新田を開発する者から「敷金」を取っていた。開発される用地は藩主のものであると認識され、開発主から権利金を取った。こうした敷金を元手に新田金が創設されたとされている。詳しいことはわかっていないとされるが、本格的な運用開始は熱田前新田以降と考えられている。新田金は御小納戸役所が管理し、藩士や領民に貸し出される一方、救恤用資金としての性格をもっていた。したがって、飢饉時には一括返済をしなければならなかった⁶²。文左衛門が、この新田金の本格的な運用開始に関わっていたかどうかはわからない。

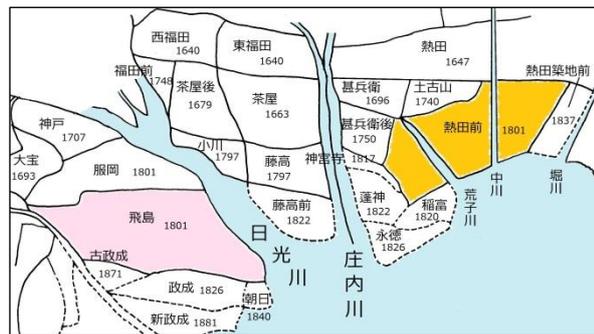


図4 新田開発図⁶¹

3 二つの記録が語る染付焼開発の姿

先にも述べたが、染付焼誕生のいきさつを記した書物が残される。一つは津金庄七の「尾張新製染付焼開発之事」であり、もう一つは加藤藤左衛門の「染付焼物御発端ノ事」である。そこには開発にいたる経緯を、それぞれの立場から後世に伝えようとする意図が見て取れる。

(1) 吉左衛門・民吉は熱田前新田の百姓に

庄七の「開発之事」によると、「各村より多分に引越参り」とあり、続けて「田畑拵方殊之外不調法の者有之候」、「瀬戸村より参り候窯屋の者」、「其者には」、「屋敷へ其方(新田庄屋)同道にて罷出候様申置」とし、「加藤吉左衛門民吉相越候」と単数をイメージする表現となっている。これに対し、唐左衛門の「発端ノ事」には「其節瀬戸村より大勢引越参り」と、大勢の人が引き越したとあり、さらに「瀬戸村より参り居候者共、御百姓之職業ニ不調法成所御目ニ留り、此辺江引越候者共ハ」、「瀬戸村窯屋之者共」と複数の表現をしており、そのうえで「瀬戸村より参り候窯屋共之内」、「屋敷江案内可致旨」とし、「吉左衛門老人、右庄屋案内ニ而津金文左衛門様御屋敷江参り候」とあり、吉左衛門は代表的存在をイメージさせる表現となっている。

吉左衛門については、「其内唐左衛門分家吉左衛門儀、男子多ク有之候付、忝者召連引越御百姓相統致度、御手配御陣屋江御願申上候而、右御新開江引越遣シ」としている。大勢の引き越しについては、「二男より之者渡世之訳、且ハ焼物不捌、内輪難渋之折柄等ニ付参り候事」とあり、二男以下の者の渡世のこと、つまり家督は実子・養子区別なく1人限りとされていること、さらには売捌き人とのもめごとで焼物が捌けず困窮していることをあげ、多くの窯屋たちが引き越したが、吉左衛門は男子が多くいる(3人兄弟)ためと具体的に記している。

「寛政七年(1795)年五月、窯職分取締り方連判帳」⁶³には、「元窯彦左衛門、園右衛門、藤吉、直吉(猶吉)、中絶吉右衛門(民吉の兄)、安左衛門(唐左衛門)」と載せている。吉右衛門は、長男として吉左衛門から家督を継ぐものの、この頃中絶していることがわかる。

(2) 文左衛門が南京焼製法を伝授

庄七の「開発之事」に「幸ひ拙者南京焼の製法を心得居候」とあるが、文左衛門はどのようにして習得したのであろうか。中国の『陶説』や『景德鎮図録』によって製造法を心得ていたとされる⁶⁴が、『陶説』は1794年(日本の寛政6年)刊行の『龍威秘書』により日本にはじめて伝えられた⁶⁵。京都の青木木米は、『龍威秘書』に掲載される『陶説』を兼葭堂のおかげで、寛政8年(1796)に触れる機会を得たが、当時、日本にはわずかししか伝わっていなかったとされる⁶⁶。まして『景德鎮図録』にいたっては、初刻本が1815年(日本の文化12年)のことであり、文左衛門の目に触れるものではなかった。

文左衛門は勘定方を離れた後も、磁器製法の習得を絶えず持ち続けていたと推察されるが、どのように知識を得たのかはわからない。

ところで庄七の「開発之事」によると、文左衛門は「伝授可致明日より毎日屋敷へ参る様談示候得ハ」と指示している。伝世する初期民吉製とされる振出や水指などは、いずれも古染付や祥瑞の茶道具である。文左衛門の伝授とは、自らのコレクションである古染付・祥瑞写の茶道具や清朝磁器の煎茶道具をつぶさに見せ、触れさせて製作指導したと解釈することも無意味ではなからう。

(3) 民吉父子が瀬戸村で試し焼き

庄七の「開発之事」によると、「夫より瀬戸村へ通ハせ、折々試焼為致、悪しきケ所ハ幾度となく委敷教へ度々為焼候内、漸々盃位の品五ツ六ツ焼上り候付」とあり、唐左衛門の「発端ノ事」には「同村ニ数度相通ヒ、焼キ試ミナシ候処、大躰ニ地合ノ処モ出来候ニ付、尚又悪シキ処ハ、仕法ヲ教へ、猶此上出精仕ルベキ様申シ聞カサレ候。夫ヨリ四・五度モ焼キ試ミ候内、杯ノ小サキ品五ツ六ツ出来致シ候処」と記される。

吉左衛門家、庄屋の唐左衛門家、さらに直吉(喜四郎)、園右衛門(銀之助)が元窯の忠治窯

の組合に属していた。吉左衛門・民吉父子はこの忠治窯で試し焼きを行ったと推察されるが、そもそも連房式登窯を試し焼だけに使うことは考えにくい。通常の生業の際の焼成で試したと考えられるが、酸化炎で焼かれる陶器の登り窯で、還元炎焼成の磁器をどのようにして焼いたのであろうか、不明な点が多い。

時代が少しくだった嘉永2年の連房式登窯の焼成回数は、美濃地方の史料ではあるが年間5～6回となっている⁶⁷。「四・五度モ焼き試ミ候」とあるが、半年間にこれだけの回数の試し焼きは難しいであろう。おそらく、これは誇張した表現にすぎないと考えられる。



図5 瀬戸村お亭山の窯場風景⁶⁸

(4) 文左衛門の目論見と窯屋の思惑

新製焼ということばの意味 庄七の「開発之事」に「新窯築立之れを新製焼と唱へ、同年九月其筋へ願済之上、引続き為焼」、唐左衛門の「発端ノ事」には「二男ノ職業ニ致サセ度キ御勘考ヲ以テ」と記される。当時、家督は実子・養子区別なく1人限りとする尾張藩の縛りがあった。文左衛門は染付焼を新製焼と唱え、陶器とは異なり新たな焼物であって別物であるとし、この縛りの対象外という論理展開で藩の縛りを変えることなく、二男以下の就業機会の創出を図ったと考えられる。

このように新製焼を「二男ノ職業」としているが、これは家督を継いだ窯屋たちは御国産の陶器を焼く義務が課せられているという論理によるものであった。慶長15年(1610)に美濃から呼び戻された窯屋たちは、窯役銀に類する税(営業税)は免除されたが、これに代わるものとして「藩の御用」、すなわち要求に応じて焼物を納める窯役があった。これまで繰り返されてきた窯屋の家督相続は、「諸役免許」と「御用」を継ぐことでもあり、御国産の陶器を焼くことを意味していた。だからこそ、家督を継いだ窯屋は引き続き陶器生産に励むことにあり、二男以下の者は新たな磁器である新製焼が職業とされたと考えられる。そこには売れ筋の良い染付焼に、従来の窯屋が一気に転職しないための縛りの意味があった可能性も捨てきれない。

さらには、藩が新たに国産品の開発に成功したとすることにより、これの生産・販売に伴う取り決めは藩の主導で行うことができると窯屋たちに宣言したものととも考えられる。

陶器の売捌きは厳しい 庄七の「開発之事」によると、「家内共の仕事は無之、夫に此節少々茶碗屋と差入組、代呂物甚不捌に相成、村方皆々困却致し居る折柄」とある。「茶碗屋と差し入れ組み」とあるように、当時小型碗類である茶碗・湯呑類の販売は荷物を出荷してもその入金ができないという状況に陥っていた。間に入った問屋が不捌きを理由に支払いをしなかったのである。江戸や大坂の間屋筋では、不況を理由とした荷代金の踏み倒しが横行しており、瀬戸の窯屋も名古屋の間屋も手を焼いていた。こうした流通機構の未整備が、後の蔵元制度導入へつながっていた⁶⁹とされる。

熱田新田古堤における操業の本気度 文左衛門は熱田奉行で船奉行も兼ねていた。熱田湊は、中世から伊勢湾海運の一つの湊として繁栄し、江戸時代になり熱田が東海道の宿場となつてからは七里の渡しの発着場でもにぎわった⁷⁰。18世紀半ば頃より、各藩で特産品が生産されるようになることこれらの物流の中心を船が担い、江戸や大坂などの消費地へ大量移出を可能とした⁷¹。

庄七の「開発之事」に「折々瀬戸村へ通うも道遠き故、熱田前新田古堤に竈築き立て申すべし、左候わば第一他国へ船積みの都合もよし、また薪木の取り寄せ方も融通よきに付き、竈地形に取りかかり申すべし、その土は知多郡欠という所より取り寄せさせ、」と記される。文左衛門ら藩にとつての熱田前新田は、重たくて壊れやすい陶磁器の搬送が一気に解決し、船積みや薪・築窯土の取り寄せにも格好の場所であったことは間違いない。藩の殖産興業を推進するうえで、至極当然のことであったと考えられる。

唐左衛門は古堤での操業を阻止 唐左衛門の「発端ノ事」に、「熱田辺ニ新窯御取建ニ相成候而ハ、瀬戸・赤津・下品野三ヶ村窯屋御締り江差響キ、随而瀬戸村之儀ハ数多ニ而、本業焼物斗りニ而ハ渡世難仕、且ハ左ニ相記候、茶碗屋差入組、旁代呂物不捌困窮難洪罷在候処、右新窯等出来候而ハ、弥不捌ニ相成必至難洪ニ及可申旨等ヲ申上相歎キ、瀬戸村ニおいて御取建ニ相成候様」と記される。瀬戸村の庄屋唐左衛門は、熱田新田古堤で染付焼が操業されれば、瀬戸村ばかりでなく赤津村・下品野村の存続が危ぶまれるとして文左衛門や水野権平など藩庁に中止を働きかけ、熱田新田古堤に築いた窯の瀬戸村への移転、あわせて瀬戸村での染付焼の操業に成功する。この主張は、これまでみてきた新窯差し留め願いと一にするものであった。

文左衛門ら藩の目論見は外れたものの、窯屋たちが藩に御救いされたという「藩への御義」と「民意の掌握」を手にすることができた。これは、天明元年(1781)藩主宗睦に従い、儒者として入国した細井平洲の「藩政に領民の意思を一致させるとともに、自分たちがあるのは、殿様のおかげ」とする「御冥加」論であった⁷²。

(5) 新製焼操業開始をめぐる藩と窯屋の攻防

染付焼の新規操業の認可 庄七の「開発之事」に「同年十一月、新窯築立之儀ハ、瀬戸村次男以下の職業と唱へ願立候得ハ、難なく御聞済に相成候付、庄七瀬戸村へ参り窯取立させ、新製焼開職為致候事」とあり、熱田新田古堤の窯を瀬戸村へ移し築くことは二男以下の職業として、藩が認めたと庄七が瀬戸村へ参り伝え、窯の築造と新製焼の開職を促した、としている。

享和元年(1801)、文左衛門より直伝の吉左衛門、庄屋の唐左衛門のほか、転職の者として忠治、南島常蔵より譲り受けた藤七、小島弥平より譲り受けた重吉、直右衛門、卯兵衛、勘六、治兵衛、条八、富右衛門、惣助、嘉源治より譲り受けた彦七、富蔵、弥右衛門、仁兵衛の16人が染付焼の新規株を認められているが⁷³、一度に認められたものではなく数回に分けて認められた。窯株を譲り受けた藤七・重吉・彦七にみられるように、藩の縛りに「窯株売買の禁止」があるものの、実際には寛政6年(1794)時点⁷⁴でかなりの数の窯株移動が確認されている。それにしても認められた窯屋は、藩の縛りに守られてきた既存の窯株を所持する窯屋たち(1名不明)の転職なのである。このとき公平性を確保するためか、天明系図に見る「其の一」(日影窯)・「其の二」(経塚山窯)・「其の三」(日面窯)・元十窯の系統、ならびに角左衛門・長兵衛・市右衛門・八郎右衛門を家祖とする系統、郷嶋再興の窯屋の系統、すなわちそれぞれの系統から満遍なく認められている。

	寛政年間		転職許可	
	元窯	職工数	元窯	職工数
日影窯系	2	11	1	3
経塚山窯系	7	37	1	3
日面窯系	4	25		1
元十窯系	1	7		
角左衛門家祖	1	6		1
長兵衛家祖	2	9		1
市右衛門家祖	3	23		2
八郎右衛門家祖	3	9		
郷嶋再興窯	2	不明	1	1

不明⁴

表5 染付焼への転職一覧⁷⁵

このことについて、唐左衛門の「発端ノ事」は、「御評議ハ二男之職分ニ可仕由之御勘考被成下置候処、窯屋其砌瀬戸・赤津・下品野三ヶ村、御城下茶碗屋中ト焼物捌方之儀ニ付、利潤之

争論等致シ、御上様江も奉懸御苦勞、其差入組失墜ニ而、内輪困窮ニ相成、猶又、右訳合等ニ而代呂物不捌、旁以窯屋潰レニも及び可申折柄ニ付、右人数之内引分、染付焼江転職為仕、夫より段々御取建ニ付、唐左衛門御模通筋願達等仕、御取建相初り候事。色々此内ニも評議之儀ハ種々御座候事。」と記している。ようするに、二男の職分として勘考してくださったが、瀬戸・赤津・下品野の3か村の窯屋は、城下の茶碗屋と焼物の捌き方で、利潤をめぐり争論となり藩にご苦勞をおかけした。そうした争論で困窮となり、かつ焼き物も捌けず廃業に及ぶときなので、現在の人数を引き分けて染付焼に転職させた。それより段々と取り立てになられたけれども、唐左衛門に都合の良い筋のお願いなどによって取り立てがはじまった。この間、藩の度重なるいろいろな評議があった、とそのあたりの事情を詳しく説明している。

藩は染付焼を「二男以下の職業」としたが、この段階では陶器生産者の増加によるあつれきを解消するため、染付焼の開職は既存の窯屋の転業が優先され、「色々此内ニモ評議ノ儀ハ種々御座候事」と曲折をたどったものの、まさしく唐左衛門の思惑通りの結果（「現在の人数を引き分け」となったのである。皮肉にも、文左衛門ら藩が苦心して考えだした「染付焼は二男以下の職業」といった目論見とは逆の結果をもたらしたのであった。ちなみに民吉など二男以下の者は、次の機会である文化元年（1804）を待つことになるのである。

瀬戸村での丸窯の取立 『一満家文書』によると、「享和二年（1802）戌十一月 丸窯取立場所御願済仕候事 水野権平様御見分被下置候事 吉右衛門」⁷⁶とある。一方、唐左衛門の記録「陶器古伝記写」には「享和二年戌十一月 丸窯取立場所御願済仕候事 加藤吉右衛門 加藤唐左衛門」⁷⁷と2名の名が記される。いずれにしても、吉右衛門と唐左衛門が丸窯の築窯を願い出たとしており、少なくとも吉右衛門は水野代官の水野権平の实地見分が行われ、認められたことがわかる。これは先にも述べた、庄七の「開発之事」にある「新窯築立之儀ハ、瀬戸村次男以下の職業と唱へ願立候得ハ、難なく御聞済に相成候付、庄七瀬戸村へ参り窯取立させ」とある、熱田新田古堤の窯の移築分と考えられる。

大高村への窯屋の誘致 当時、50歳頃には隠居するのが通例であったが、文左衛門は75歳まで執務した。亡くなる少し前の9月頃まで染付焼開発の陣頭指揮に当たったのである。とは言うものの、ひとり文左衛門の奮闘をもって開発を成し得たものではなかった。唐左衛門の「発端ノ事」には、「御取建之節御年寄衆ハ志水甲斐守様・成瀬豊前守様、御勝手方御勘定奉行衆様ハ水野藤兵衛様、地方ハ安藤吉左衛門様、吟味役衆ハ飯沼八左衛門様、御勘定役ハ箕浦与右衛門様、右御取捌之所ハ御勘定方御勘定所」とある。勝手方勘定奉行水野藤兵衛が中心的役割を果たしたものと推察される。

瀬戸村の窯屋に古堤での操業を阻止されたためなのか、志水甲斐守は享和3年（1803）10月、知行所の大高村（現名古屋市緑区）へ引き移り、窯を築いて瀬戸・赤津・下品野3か村の窯屋を引越しさせている⁷⁸。文化元年（1804）3月に、赤津村窯屋の甚兵衛・佐市・磯七・重蔵4人、下品野村窯屋の定蔵・清九郎2人、瀬戸村窯屋の惣左衛門・平助・文平・小左衛門4人の計10人が願い出て引き越した記録が残る。この



図6 熱田前新田の周辺図

元方は次兵衛で、赤津村の庄屋万蔵と瀬戸村庄屋藤(唐)左衛門の証文があり、代官は水野権平としている。引き越しは出張で、宗門はそれぞれ在地の村の人として扱った。このときの赤津村の4人は、「中絶・休み」の窯屋であった⁷⁹。

瀬戸村・赤津村の両庄屋は、なぜ新窯による操業を阻止しなかったのか、あるいは阻止が出来なかったのかなどの理由はわからない。

ところで慶長15年(1610)、美濃から赤津村に移った利右衛門(唐三郎)と仁兵衛に、窯場・細工場・居屋敷分として8反5畝24歩の御除地が与えられた。『唐三郎家文書』によると、このときの発給者は志水甲斐守、藤田民部、原田右衛門であった⁸⁰。200年余を経てもなお、なにかしか縁を感じるものがある。

4 父津金文左衛門の意志を継いだ庄七

享和元年(1801)9月頃、熱田新田古堤の窯で盃・小皿並びに箸立など焼き立てたが、その内に文左衛門は病気になる、伴の庄七に万事世話させることとなった。雑用金等の借入れ支援や入用品などを貸与するなどの便宜を図り、試し焼きの支援をした。庄七は同年5月、御広敷御玄閑詰並の役儀御免を願い出ており⁸¹、おそらくこの頃から父文左衛門を助けて染付焼開発に取り組んでいたと考えられる。

民吉の九州出立と庄七「染付焼起原」⁸²によると、「時に吉左衛門思ひけらく、南京焼精密なる事は九州へ罷越し、南京焼の陶家へ往て、其仕方を伝へずんば成就すべからずと親子相談し、二男民吉を西国へ遣はし、南京焼を見聞伝授致さすべしと、其趣意を相極めぬ。故に此趣きを所附御陣屋水野権平へ出願しければ、権平勘考有りて御勘定奉行所へ通達有りける。依て衆議一決し、願ひの趣き聞済有りて、不日に彼地に赴き、陶器仕方伝授帰国してこれを焼き国産となすべしと仰せ渡されける。」とある。民吉を九州に遣わすことについて、九州へ出かけ、南京焼の陶家へ行ってその仕方を授けられないと成就できないと吉右衛門の親子が相談し、二男民吉を西国へ遣わし、南京焼を見聞伝授すべきと、民吉父子が相談して決めたとしている。その結果を水野代官所の代官水野権平へ願い出ている。すると権平は勘考して勘定奉行所へ通達した。勘定奉行所は衆議一決により願ひの趣を聞き入れ、陶器の仕方を伝授し帰国してこれを焼き国産となすべしと仰せ渡された、としている。

庄七の「開発之事」によると、「同年十二月文左衛門病死仕候付、其跡庄七引受万事世話致居候処、肥前天草に於て丸窯にて焼立方有之由承り居候処、其焼方ハ格別具合よく、品柄も余程宜敷物出来候趣兼て承知居候に付、右方へ民吉を修業に遣し度存入、窯職の者へ相談相掛候得ハ、皆々大きに喜び相談一決して」とある。「染付焼起原」にはこの部分の記述がないが、藩の政策として九州行きが発案され、庄七が民吉の父吉左衛門や窯屋たちの調整にあたった結果として、吉左衛門が民吉の九州行を決断、水野代官の水野権平に申し出たとも考えられる。

庄七は赤津村窯屋にも伝授 赤津村は瀬戸村と並んで江戸時代の主要な窯場であったが、江戸時代後期の磁器焼成窯は確認されておらず、採集資料もほとんど存在しないとされる⁸³。そんななかで、享和3年(1803)に本業焼から染付焼に転職を願い出た窯屋が8名おり、文化元年(1804)に許可されたとする文書が残される。ここには「私義新製染付焼津金庄七様ニ御伝授願試焼仕候」⁸⁴と、庄七に染付焼製法の指導をお願いし、試し焼きをしたことが記されている。庄七は瀬戸村に限らず、赤津村の窯屋たちにもかかわった様子が見て取れる。

庄七に藩から功労金 父文左衛門から引き継ぎ、格別の骨折りと心労により、染付焼が遂に御国産となった。これにより庄七と唐左衛門二人に対し、功分金として年々100両づつが下されたと二つの記録にある⁸⁵。その時期は「亥七月」となっているが、庄七の「開発之事」では文化12年(1815)、唐左衛門の「発端ノ事」では文政10年(1827)としている。

おわりに

寛政年間(1789-1800)、藩は現行の陶器に加え、磁器を特産品とするため、新たな染付焼開発に舵を切ることになる。染付丸碗・染付皿など、染付陶器を手掛けてからおおよそ30年が経過、この間本格的な磁器は生産されてこなかった。これは技術的問題ではない、いくつかの理由があげられる。

その一つは、陶祖藤四郎の「筋目の者」を名乗る由緒ある窯屋たちが瀬戸陶業をリードし、彼らはその誇りから藤四郎手筋の陶器生産にこだわり続けたこと。

二つ目には、窯屋たちは慶長15年(1610)以降、「諸役免許」とそれに代わる公役「窯屋御用」を代々相伝した。藩・窯屋ともに、御国産の陶器を焼くことが御用であるとの認識があり、新たな仕組みを編み出さない限り磁器への転換は困難であったこと、などが考えられる。

こうしたなかで考え出されたのが、藩が「新製焼」の開発に成功したと宣言することであった。そして、新製染付焼＝家督を継げない二男以下の職業としたのである。ようするに、本業焼には「諸役免許×御用(陶器生産)」という縛りがあったことから、新製焼は「諸役×(磁器生産)」という新しい構図をつくりだしたのである。藩は染付焼開発にともない蔵元制度をつくり、染付焼流通における掟を次々と整備した。このなかに、御蔵物には値段の1割引の御益銀も含まれていた⁸⁶。

藩が染付焼は二男以下の職業としているのに対し、庄屋唐左衛門は難渋しているのは現在操業中の窯屋であるとし、強く働きかけ染付焼への転職に成功するのである。これまで「諸役御免」の特権をもった窯屋たちであったが、藩に命令されることなく、自らがすすんで染付焼への転職を選ぶことにより、結果として御益銀という営業税を負担することになるのである。藩が主導した単なる染付焼への転職では、「諸役免許×御用(磁器生産)」という構図はそのまま維持されることになってしまうことから、どうにかして「諸役御免」という窯屋にとっての特権を排除しようとする、藩の巧みな戦略がみえてくるのである。

[註]

- 1 小野賢一郎編「をわりの花 鳥の巻」『陶器全集』陶器全集刊行会、1932年、22～31頁
- 2 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022年 1・2頁
- 3 「士林派廻(一)」『校訂復刻名古屋叢書続編 第十七巻』名古屋市教育委員会、1983年、145～146頁
- 4 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 5 「士林派廻(一)」『校訂復刻名古屋叢書続編 第十七巻』名古屋市教育委員会、1983年、145～146頁
「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 6 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 7 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 8 名古屋市役所編『名古屋市史 人物編第一』川瀬書店、1934年、248頁
- 9 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 10 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 11 『新修名古屋市史 第4巻』名古屋市、1999年、218頁

- 12 『新修名古屋市史 第4巻』 名古屋市、1999年、21・26～29頁
- 13 『愛知県教育史 第1巻』 愛知県教育委員会、1973年、142頁
- 14 『新修名古屋市史 第3巻』 名古屋市、1999年、191～193頁
- 15 名古屋市蓬左文庫他編『名古屋と明治維新』 風媒社、2018年、300頁
- 16 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』 名古屋市博物館、2013年
- 17 『瀬戸市史 陶磁史篇六』 瀬戸市、1998年、98・136・175頁
- 18 (財)瀬戸市埋蔵文化財センター企画展図録『江戸時代の瀬戸窯』 (財)瀬戸市埋蔵文化財センター、2002年、45頁
- 19 『瀬戸市史 陶磁史篇六』 瀬戸市、1998年、176頁
- 20 (財)瀬戸市埋蔵文化財センター企画展図録『江戸時代の瀬戸窯』 (財)瀬戸市埋蔵文化財センター、2002年、47・50頁
- 21 「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.2・8・19、1・3・4・17・18頁
『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993、173～176頁
- 22 『尾張史料のおもしろさ原典を調べる』 名古屋市博物館、2004年、30・46・47・79・80頁
- 23 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.4、44～50頁
- 24 「加藤一満家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.1、60～62頁
- 25 『近世の瀬戸』 瀬戸市史編さん委員会、1996年、164頁
- 26 『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993、251・252・256頁
- 27 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.4・7、44～49・54～57頁
- 28 『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993、180頁
- 29 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫
- 30 『復刻版尾張名所図会(下巻)』 愛知県郷土資料刊行会、1981年、261頁
- 31 「加藤一満家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.1、80頁、
「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』 瀬戸市他 2022年 95～98頁
- 32 『多治見市史 通史編上』 多治見市、1980年、1102頁
- 33 「加藤鑿吾家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』 瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.4、43頁
- 34 「加藤春夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第一集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.11、7～8頁
- 35 『多治見市史 通史編上』 多治見市、1980年、1103頁、
『多治見市史 窯業史料編』 多治見市、1976年、No.65、152・153頁
- 36 「加藤鑿吾家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』 瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.12、60頁、
『多治見市史 窯業史料編』 多治見市、1976年、No.65、152・153頁
- 37 『瀬戸市史 陶磁史篇六』 瀬戸市、1998年、298頁。「新右衛門文書」とあるが、根拠は不明である。
「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.4、44～50頁、
「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.15、8頁、
「加藤鑿吾家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』 瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.12、56～60頁
- 38 善田のぶ代『古染付と祥瑞』 淡交社、2020年、105・106・284頁
- 39 中井信彦『転換期幕藩制の研究』 塙書房、1971年、242～245p
- 40 津田秀夫『寛政改革における市場統制』『日本歴史 12 近世(4)』 岩波書店、1963年、255頁
- 41 「円陵隨筆」『愛知県史 資料編 21 近世 7 領主 1』 愛知県、2014年、396・397頁
- 42 原田信男『江戸の食生活』 岩波書店、2003年、25頁
- 43 長佐貞真也「流通②関東・江戸」『江戸時代のやきもの -生産と流通-』記念講演会シンポジウム資料集、(公財)瀬戸市文化振興財団、2006年、238頁
- 44 「加藤鑿吾家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』 瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.12、50・51頁

- 『新修名古屋市史 第3巻』名古屋市、1999年、191頁
- 45 『瀬戸市史 通史編上』瀬戸市、2007、296・341頁
- 46 「城下町名古屋デジタル復元地図」『デジタル版名古屋お調べ帳』名古屋市博物館、2013年
- 47 『瀬戸市史 資料編四 近世』瀬戸市、2003年、No.226、286・287頁
- 48 加藤庄三『民吉街道』東峰書房、1982年、126頁
- 49 越中哲也「九州地方の伊万里系磁器窯」『世界陶磁全集 8江戸(三)』小学館、1978年、223頁
- 50 加藤庄三『民吉街道』東峰書房、1982年、126頁
- 51 「加藤一満家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.1、82頁
- 52 「陶家宝傳記写」『陶工雑説』東京国立博物館デジタルライブラリー
- 53 「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.32、30頁
- 54 『愛知県史 通史編4 近世1』愛知県、2019年、103頁
- 55 『新修名古屋市史 第4巻』名古屋市、1999年、25頁
- 56 「春日井郡瀬戸村由来書」、「加藤鉄夫家文書」No.2・7、「加藤円六家文書」No.8・10・12・15・16・23・32、「加藤一満家文書」No.1、「加藤春夫家文書」No.4、「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022 113頁
- 57 名古屋市蓬左文庫他編『名古屋と明治維新』風媒社、2018年、305頁
- 58 名古屋市蓬左文庫他編『名古屋と明治維新』風媒社、2018年、302・308頁
- 59 『名古屋市港区誌』港区制施行五十周年記念事業実行委員会、1987年、6・7頁
- 60 『名古屋市港区誌』港区制施行五十周年記念事業実行委員会、1987年、14頁
- 61 『飛島村史』飛島村役場、2000年、70頁
- 『名古屋市港区誌』港区制施行五十周年記念事業実行委員会、1987年、11頁
- 62 『愛知県史 通史編4 近世1』愛知県、2019年、263頁
- 63 『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1980、341頁
- 64 『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1980、34頁
- 65 尾崎洵盛『陶説注解』雄山閣出版、1981年、674頁
- 66 満田忠成「奥田頴川・青木木米」『世界陶磁全集 6江戸(一)』小学館、1975年、261・262頁
- 67 『瀬戸市史 陶磁史篇六』瀬戸市、1998年、435頁
- 68 『張州雑誌 第12巻』愛知県郷土資料刊行会、1976年、155頁
- 69 『瀬戸市史 陶磁史篇三』瀬戸市、1980、102・103頁
- 70 『新修名古屋市史 第4巻』名古屋市、1999年、611頁
- 71 『愛知県史 通史編5 近世2』愛知県、2019、278頁
- 72 『新修名古屋市史 第4巻』名古屋市、1999年、220頁
- 73 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022年 98・99頁
- 74 山下峰司「近世瀬戸村の竈仲間と竈株について」『(財)瀬戸市埋蔵文化財センター研究紀要 第15輯』(財)瀬戸市埋蔵文化財センター、2008年、46頁
- 75 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.4、44～49頁
「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022 98・99頁
- 76 「加藤一満家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』瀬戸市史編纂委員会、1991年、No.1、64頁
- 77 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022年 15頁
- 78 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』瀬戸市他 2022年 20頁
- 79 「加藤釜吾家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.12、56・60頁
- 80 「加藤唐三郎家文書」『瀬戸市近世文書集 第三集』瀬戸市史編纂委員会、1992年、No.3、73頁

- 81 「尾張藩藩士大全」『デジタル版名古屋お調べ帳』 名古屋市博物館、2013 年
- 82 加藤庄三『民吉街道』 東峰書房、1982 年、117 頁
- 83 (公財)瀬戸市文化振興財団企画展図録『磁器生産の成立と展開』 (公財)瀬戸市文化振興財団、2020 年、74 頁
- 84 『瀬戸市史 資料編四 近世』 瀬戸市、2003 年、No.226、285～290 頁
- 85 小野賢一郎編「をわりの花 鳥の巻」『陶器全集』 陶器全集刊行会、1932 年、29 頁
- 86 「加藤春夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第一集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.11、31 頁。

御益銀の始まりについて、「一、御益銀之初年号暁と相知不申候得共、壺固ニ付壺分式分づ上納史仕候様子ニ御座候、天明・享和頃より相初候状ニ御座候」とある(同頁)。

染付焼開発に尽力した窯屋たち

藤四郎山で開窯 染付焼開発に尽力した窯屋の祖先は、他の窯に比較しいち早く15世紀前葉に山をおり、河川近くの沖積地へ移動して窰窯で操業を開始した。操業期間は15世紀前葉と後葉(古瀬戸後Ⅲ期・古瀬戸後Ⅳ期新段階)とされている。瀬戸川右岸への立地も初めてのことで、他とは独立した場所でもあった。その場所こそが藤四郎山で、戦国期には大窯で「夕日窯」を操業(16世紀前半、大窯第1段階が中心)¹、一旦中断するものの江戸時代初期になって、今度は連房式登窯で操業を開始したのが「日影窯」である。藤四郎山の西斜面に立地したようだが、開発により窯跡は滅失し、採集遺物もわずかに天目茶碗が数点あるのみである²。この「日影窯」こそが、染付焼開発に尽力した窯屋たちの家祖の窯跡なのである。



図1 瀬戸村本郷窯跡図³

「天明系図」では初代藤兵衛、二代目作助としているが、加藤清助家に伝わる系図によると初代藤助、二代目作兵衛、三代目作助と続く。尾張藩初代藩主義直は慶安3年(1650)、江戸市ヶ谷の藩邸で身罷った。定光寺を源敬公の廟所とし、祭文殿・宝蔵・築地塀など儒教式で整備された⁴。祭文殿・宝蔵の敷瓦には焼造した窯屋名が記されるが、ここには「作兵へ(衛)」の名前を確認することができる⁵。一方、『儀兵衛文書』の関連記事「御敷瓦御用」には、「作助」の名前が記される⁶。おそらく、初代藤助と二代目作兵衛は兄弟で、初代が早世し弟が二代目を継いだのであろう。天明系図の藤兵衛は、初代・二代目の名前を合わせたものと考えるとつじつまが合う。

さて、『儀兵衛文書』によると元祖藤四郎を根窯とし、加藤市左衛門をその筋目の根窯焼物師としている。そして慶長年中(1596-1615)頃の根窯焼物師として、市左衛門の惣領である孫兵衛(経塚山窯)、それに同二男の八右衛門(日面窯)、さらに惣大夫(赤津村か)、新右衛門・三右衛門(下品野村)と、5名の名前をあげている⁷。なぜか、夕日窯を祖先とする日影窯の藤兵衛は、根窯焼物師に含まれていないのである。

分家筋は北新谷のお亭山へ進出 本家は「山陶屋系」とよばれる。分家筋の庄右衛門家の一統を「古狭間系」といい、染付焼にいち早く成功したとされる忠治家などがつながる。彼らは、窯神社のある峰からお亭山にかけての南斜面一帯で操業した。

分家筋の「古狭間系」が、藤四郎山から北新谷のお亭山に移った時期は定かではないが、『儀兵衛文書』から移動時期の一端を知ることができる。元文2年(1737)の窯仲間の取り決め時には、「元窯清助、窯仲間 藤七郎・孫七郎・平六」⁸と記される。このときに、窯仲間の間で新窯を禁止するなどの掟



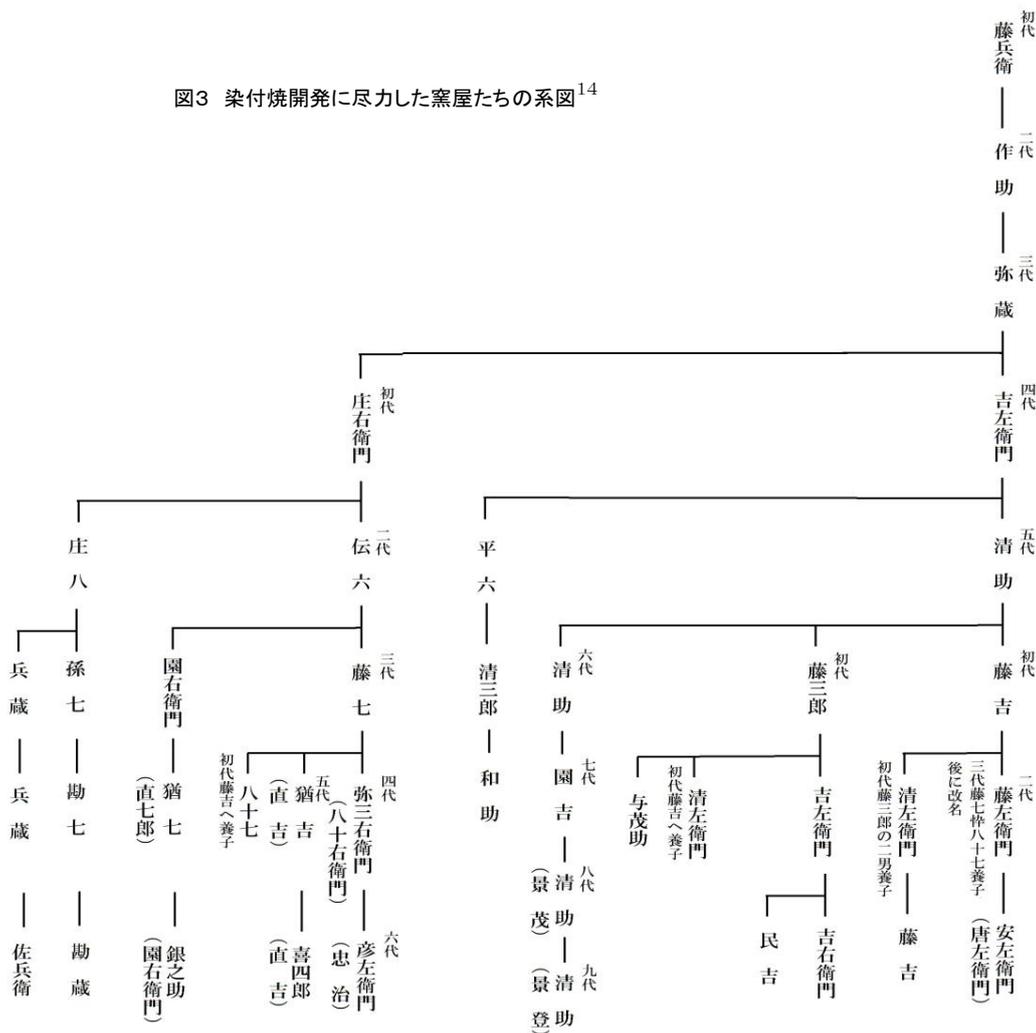
図2 「瀬戸村窯之図」(『瀬戸市史陶磁史篇六』転載)

を取り決めていたものの、延享2年(1745)に藤七(郎)(庄右衛門の三代目)は新窯を1通打っている⁹。おそらくこの新窯は北新谷に築かれ、操業が開始されたものと推察される。

さらに5年後の寛延3年(1750)、藤吉(唐左衛門の祖父)は藤七の二男八十七を養子に迎え、窯焼をはじめた。後に八十七は藤左衛門と名を変えている。さらに、その後藤三郎の二男清左衛門も養子とし、窯焼をしている¹⁰。2人を養子縁組したことになる。こうした行為が発端になったのか、明和7年(1770)の取り決めで、「一、養子之儀前々より定之通壺人ハ仲満之内、又他家ニ而も養子可仕候、血筋之男子有之者ハ、養子不仕筈ニ相定来候、直又養子式人とハ不仕筈ニ相定置候通相違無之候事」¹¹と定めた。つまり、養子1人は、その者が筋目の家かどうかを問わず他家から迎えることができる。ただし、血筋の男子がある場合は養子が認められないこと、また養子2人を禁止しているのである。藤吉は窯仲間にとって、破天荒な人物であったのだろう。

山陶屋総本家は藤四郎山で引き続き操業か『円六家文書』に記される瀬戸村本郷の古窯再興願いのなかに、「新開・洞・端郷之者共意地張り承知不仕候ニ付、取扱之趣御断申上差上ヶ申候」¹²と、新開・洞・端郷の者どもが意地を張りとする。ここに記される「端郷の者」とは、おそらく日影

図3 染付焼開発に尽力した窯屋たちの系図¹⁴



窯の窯屋のことであろう。山陶屋総本家の五代目清助の嫡子別家藤吉、二男別家藤三郎は、安永9年(1780)の「窯屋人数覚」によると北新谷の直吉組合に属している¹³ことや、同年までに移動した記録がないことからすると、本家を継いだ三男清助(六代目)は明和期(1764-71)になっても藤四郎山で操業していたことを物語っている。

時代が下った文政4年(1821)になると、七代目園吉が染付焼の願済みとなる¹⁵。しかし、この年の5月に他界してしまう¹⁶。文政期ころに描かれた村絵図¹⁷によると、お亭山に「清助窯」と記される。この清助窯は、八代目清助(景茂)と考えられ、当然このころまでには移っていたことがわかる。

次に、『一満家文書』には文政10年(1827)「本業焼取締役」とある¹⁸が、八代目清助景茂のことである。清助景茂は天保11年(1839)に他界している¹⁹。後を継いだ九代目清助(景登)は、安政2年(1855)に初めて本業焼・染付焼取締役になっている²⁰ことからすると、染付焼への転業願いは出すものの、本業焼・染付焼の両方を生業としていたと考えられる。清助景登は生前、父清助景茂から常々「陶器がつくられて以来、村方は年々繁昌し各地に広まった。染付焼が勢いよく盛んであるのは元祖の徳であり、末々の窯職は元来昔の旧功の訳を世間に知れ渡るように」²¹と聞かされていた。陶祖碑の建碑計画は、実は父「清助景茂」の志であって、その遺志を継いだのが清助景登であった。清助景茂は、本業焼にこだわって操業していたことが読み取れる。

古狭間総本家 加藤忠治家 本家四代目の吉左衛門から分家した庄右衛門の一統を古狭間系という。染付焼にいち早く成功したとされる忠治家などがここにつながる。

庄右衛門家の三代目藤七は宝暦5年(1755)に他界するが、後を追うように四代目弥三右衛門(八十右衛門)も同8年(1758)に他界する。嫡男彦左衛門(忠治)はまだ若かったためであろうか、弥三右衛門の弟直吉(猶吉)が五代目を継ぐこととなる²²。その直吉は安永9年(1780)の「窯屋人数覚」に「直吉組合」と記されるが、天明4年(1784)に他界²³しており、庄右衛門本家の忠治が六代目を継ぐこととなったようだ。「寛政七年(1795)年五月、窯職分取締り方連判帳」²⁴によると、「元窯 彦左衛門」と記される。この彦左衛門とは忠治のことである。

忠治は享和3年(1803)12月、染付焼が尾張藩の御蔵物に定められて、初めて12俵の茶碗を藩の御蔵に納めている。また、文化初年(1804-)、吉右衛門・勘六・卯兵衛とともに、殿様・姫様や江戸藩邸などの注文に応え染付焼の御用をつとめた²⁵。文化11年(1823)2月27日、藩から柞苗木225本が庄屋唐左衛門に下されるが、この苗が配られた窯屋は吉右衛門・民吉・卯兵衛・勘六・直右衛門であり²⁶、忠治の名前は見当たらない。忠治は同年12月11日に他界している²⁷ので、この頃老齢により仕事から距離を置いていたようだ。

その忠治には5人の男子がおり、長男忠二は七代目を継ぐが、文政6年(1823)7月13日に46歳の若さで他界する。嫡男庄太郎(忠



図4 忠治家の系図³³

治)が八代目を継いだ。²⁸

二男勇治は分家し、染付製造を業とする。文政3年(1820)に染付焼に転業している。天保2年(1831)から慶応2年(1866)にかけて、二代にわたり染付焼差配人を務めている²⁹。勇治二代目の現吉は文久元年(1861)11月に他界し、三代目に源吉が就く³⁰。『円六家文書』によると、安政元年(1854)の大地震の調べで「染付焼元窯源吉(二代目勇治)、組合源吉・三平(二代目)・庄右衛門(初代)」³¹と記される。忠治から元窯を譲り受けたことが読み取れる。

三男三平も分家し、勇治窯で染付製造を業とする。二代目政之、三代目鋸太郎と続く。

四男庄右衛門(吉五郎)は初代庄右衛門の名を譲り受け、やはり同じく分家している。勇治窯組合で染付製造を業とし、二代目吉五郎(庄右衛門)と続く。

五男武三郎は、武右衛門春宇へ養子して春眠を名乗る。陶祖碑を設計・製造した岸太郎の父である。³²

山陶屋本家とその分家 本家四代目の吉左衛門の跡を五代目清助が継ぐ。五代目清助には3人の男子がいた。

嫡男藤吉は分家し、藤左衛門、安左衛門(唐左衛門)と続く。この一統は「唐左衛門家」といわれ、藤左衛門、唐左衛門は瀬戸村庄屋を務めた。庄屋唐左衛門は熱田新田古堤での染付焼の操業を阻止するほか、窯方取締役を仰せ付け原材料の確保、蔵元制度の創設、永納金の調達など、その生涯を染付焼の発展に捧げた³⁴。唐左衛門は染付焼開発の功労者として、窯神社に顕彰碑が建てられている。昭和61年(1986)、加藤唐左衛門高景翁百五十年祭が営まれ、セラミックスの頌徳碑が建立されたが、劣化にともない平成10年に現在の頌徳碑に建て替えられた。



唐左衛門頌徳碑(窯神社境内)

二男藤三郎も分家し、吉左衛門、吉右衛門・民吉と続く。初期染付焼の功労者の一統で、「大松家」といわれる。吉左衛門・民吉父子は、享和元年(1801)年に熱田奉行津金文左衛門から南京焼製法を伝授され、不完全ながらも染付焼を焼くことに成功する。さらに民吉は文化元年(1804)、磁器生産技術の修業のため肥前へ赴き、文化4年(1807)に瀬戸に戻ると、習得した知識を瀬戸に伝えられ、瀬戸の磁器生産技術は飛躍的に向上した。窯神社は民吉が藩に願い出て後、17年を経た文政7年(1824)5月ようやく許可された遙拝所に始まる。「秋葉山大権現」「天満威徳天神」「金毘羅大権現」を祀る³⁵。後に、民吉は窯神社に祀られ、磁祖として崇められている。

三男清助は本家を継ぎ、園吉、清助景茂、清助景登と続き山陶屋といわれる。古狭間系や兄弟とは異なり、幕末近くまで本業焼を生業とした。清助景登は庄屋、本業取締役、染付取締役を務めた³⁶。景登は父景茂の意志を継いで、藤四郎山に陶祖碑建立のため尽力した³⁷。

瀬戸市文化振興財団常務理事 谷口雅夫

[註]

- 1 『瀬戸市文化振興財団調査報告 第 62 号 陶祖公園内窯跡発掘調査報告書』 公益財団法人瀬戸市文化振興財団、2017 年、192 頁
- 2 『瀬戸市史 陶磁史篇六』 瀬戸市、1998 年、133 頁
- 3 『瀬戸市詳細遺跡地図』 瀬戸市教育委員会、1997 年、地図番号 30
- 4 『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993 年、154 頁
- 5 『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993 年、142 頁
- 6 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.6、52 頁
- 7 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.5、50・51 頁
- 8 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、55 頁
- 9 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、56 頁
- 10 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、58・59 頁
- 11 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.3、41・42 頁
- 12 「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.19、17 頁
- 13 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.4、48・49 頁
- 14 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫、「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫、「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、58・59 頁
- 15 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』 瀬戸市他、2022 年、103 頁
- 16 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 17 『瀬戸市史 陶磁史篇六』 瀬戸市、1998 年、2 頁
- 18 「加藤一満家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.1、73 頁
- 19 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 20 『瀬戸市史 陶磁史篇五』 瀬戸市、1993 年、275 頁
- 21 滝本知二「陶祖之碑文を斬るの巻」『大瀬戸』 大瀬戸新聞、1956 年 6 月 2 日号
- 22 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 23 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 24 『瀬戸市史 陶磁史篇三』 瀬戸市、1980、341 頁
- 25 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』 瀬戸市他 2022 年、15・17～19 頁
- 26 「陶器古伝記写」『瀬戸市近世窯業文書集 第一集』 瀬戸市他 2022 年、42 頁
- 27 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 28 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 29 『瀬戸市史 陶磁史篇三』 瀬戸市、1980、142・143 頁
- 30 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 31 「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.18、16 頁
- 32 加藤庄三編『瀬戸諸系図』
- 33 加藤庄三編『瀬戸諸系図』

- 34 『瀬戸市史 陶磁史篇三』 瀬戸市、1980、61～70、101～133 頁
- 35 『瀬戸市史 陶磁史篇三』 瀬戸市、1980、255～262 頁
- 36 寺内信一「加藤清助景登顕彰碑」 陶祖公園内
- 37 安藤政二郎『瀬戸ところどころ今昔物語』 陶都新聞社、1940 年、21・22 頁

コラム1 悲運の名工 副島勇七伝説

瀬戸の染付焼の開発は、熱田奉行津金文左衛門が南京焼製法を吉右衛門・民吉父子に伝授したことに始まるとされるが、これとは別にそれよりも早く、鍋島藩領を脱走した副島勇七によってこの地方に伝えられたというものである。

有田町の伝説 有田皿山で窯業に携わる者のうち、より優れた技術を持った者は、献上品を焼くために鍋島藩窯へ引き抜かれていった。ここでの職人の生活は、高度な技術の漏洩を防ぐために、皿山よりさらに厳しい規制が強いられたといわれている。この中に、副島勇七という者がいた。彼は藩窯でも名うての名工で、本職の細工職のほか釉薬や絵の具の調合、絵付け、窯詰め、焼成にまで優れていた。しかし藩窯での生活に不満を持ち、その態度は周囲の目にあまるものがあった。勇七はたびたび謹慎を命ぜられていたが、ついことなり村の正力坊という所へ幽閉されてしまう。

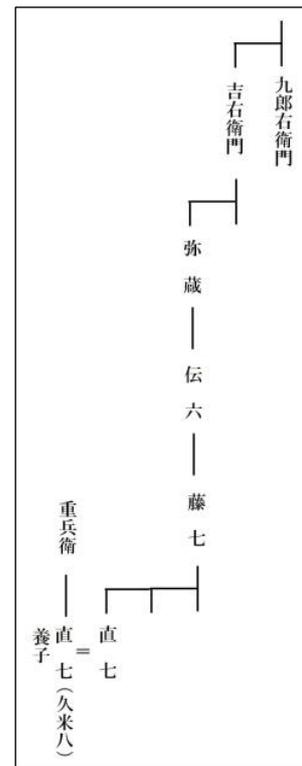
御用職人という資格がなくなり、給金も支払われなくなり、生活が逼迫した勇七は脱走を企てた。勇七の脱走が発覚した藩では、追っ手を差し向け、勇七の行方を探し求める。勇七ほどの名工が藩外へ行けば、とたんに同じように優れた製品が出回り、藩の焼物の価値が下がってしまう。勇七が砥部、九谷などを転々としたらしいことは分かっても、消息はいつこうにつかめなかった。しかし、数年後、瀬戸焼のなかに有田とそっくりの図柄を見つけだし、伝え聞くうちに瀬戸で勇七らしい人物が見つかった。藩の役人・小林伝内は長崎の呉須売りに変装して勇七が潜伏しているらしい瀬戸の糸八窯へいき、主人に呉須を売ることになる。主人は良否の判別がつかないので、奥にいる勇七の所へ持っていき、それが唐呉須の良品であることがわかると、商談を進めようとする。ところが、伝内は奥で安物の呉須とすり替えたと言いがかりつけ、大変な言い争いとなる。奥で様子を聞いていた勇七が思い余って出てくると、顔見知りである伝内にその場でとりおさえられた。佐賀へ護送された勇七は、佐賀郡嘉瀬の刑場で処刑され、伊万里の鼓峠でさらし首にされたとされる。天明年間の御用職人の話として今日に伝わっている¹。

伊万里の伝説 今から 200 年ほど前の天明(1781-88 年)のころ、大川内山の御細工場で、ろくろ細工の名工として働いていた。ろくろのほか彫刻、ひねり細工、青磁づくりなどにも一流の腕前を持つ職人であった。細工人は、藩の命令で軟禁状態の生活を強いられていたが、名人氣質の勇七は、しばしば藩命に従わなかったため禄を没収され、御用職人の資格も奪われた。勇七はついに脱藩して行方をくらまし、諸国の製陶地を遍歴して、四国は伊予(愛媛県)の砥部焼きの窯場に落ち着き、職人たちの指導にあたった。藩窯の秘法が漏れるのを恐れる鍋島藩は、勇七捜しに八方手をつくし、砥部に潜んでいるのを突き止め、藩に連れ戻した。勇七が大川内山から姿を消して 3 年目だったという。秘法を漏らした罪で、寛政 12 年(1800 年)12 月 28 日、佐賀嘉瀬の刑場で処刑され、大川内街道の鼓峠にさらし首となった²。

副島勇七伝説は砥部説と瀬戸説の二説 このように、副島勇七伝説には、四国の砥部であったとする説と、尾張の瀬戸であったという説の二説がある。『肥前陶窯の新研究』によると、砥部伝説では「天明年間に陶工副島勇七は砥部に至り、青磁の秘法を伝えたのが発覚して、藩吏小林伝内命を受け、各製陶地を搜索し、漸く砥部に勇七を突き留め、拉し帰って有田の境界鼓峠に梟首された。」とあり、一方、尾張伝説では「尾張焼の白焼になりし始めは寛政の頃、有田の陶工が出奔

漂泊して尾張に至り、手馴の職方を彼地に開きし趣き相聞ふるにより、彼藩へ出奔人の事御掛合これ有りといえども、御三家の威力を以て左様の者罷り在らずと強情に申し来り、深く其人を隠し書面の贈答にて整るべき模様これ無きに付、下目付(足輕)小林伝内を商用に事寄せ、他国者の態にて数年彼地へ差越し置かれ、種々の術を以て彼者を差押へ、彼地役所へ届け、御引渡これ有り候通りに相成り、御国へ搦め来り御国法の大禁他国出奔の咎將、又御秘法の陶器製造術他邦へ伝習せしめ候事、旁々以て重科たる事に依って刑罪に行はれしと云ふ。」³と記している。

柴山不言の副島勇七伝説 柴山は雑誌『茶わん』に、「瀬戸磁器創始について」と題して次のような内容を投稿している。「さて、斯く陶業の衰微を浩歎し、何とかしてこの衰頹の打開策を講じようと、当時既に九州にて盛んに製作されて世人の賞讃を博していた磁器を、瀬戸にて製造することが出来たならば今日の衰運を救うことが出来るのではないかと思いたった人は、品野の陶家加藤久米八重裕であった。重裕^①ははじめ直七と称した。瀬戸に住み、加藤藤七の三男^②で、品野窯の本家である加藤重兵衛高當の養子^③となった。実父藤七の家は赤津窯本家である加藤九郎右衛門重行^④の分家である。重行の弟の吉右衛門重継は十作^⑤の一人である。その重継の二男が弥蔵景雄で、その子が伝六^⑥であり、伝六の子が即ち藤七である。天明年中に九州肥前の磁工である久米勇七というものが、故あって九州を脱して尾張に来たって瀬戸の加藤重裕の家に潜伏していた。重裕はこの勇七に就いて秘かに製磁の法を習得したのであった。ところが鍋島藩の捕吏ひそかに瀬戸に来り、潜伏している勇七の外出するのを窺い、勇七を捕えて九州に召還して有田境上鼓坂に於いて磔刑に処罰した。磁器の製法を他国へ伝えた罪のためである。かくの如く当時は諸藩で各々その製出する陶磁の法の秘密を守ることが厳であったから重裕も敢て此の製磁法を習得したことを人に告げず、独り兀々として研究に没頭していた。ただ一人自分の実家である忠治景信は甥で、しかも陶法に巧であったからこれに磁法を伝習した。寛政元年(1789)三月であった。これから二人は心を合せて研究怠らず頗る見るべきものを製出した。けれども藩の意向がわからないので、もしもこれを公表しては反って、厳罰に遭うかも知るべからずとして極めて秘密に研究を重ねていたのである。」⁴と記している。



柴山の示す系譜

本当なの？ 柴山不言の副島伝説 副島勇七伝説には砥部伝説と尾張伝説の二説があることは先述したが、ここでは柴山の伝承内容に絞って検討を加えてみたい。

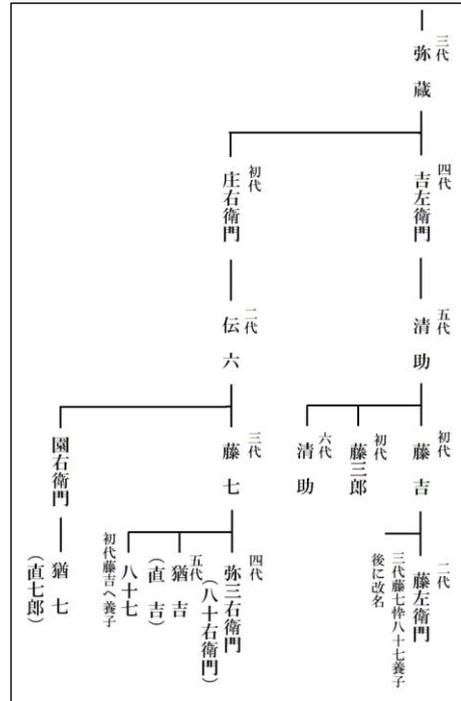
まず第 1 に、「重祐^①ははじめ直七」とあるが、直七という人物は「天明系図」⁵に、伝六の二男園右衛門の嫡男猶七として記されることからみて、おそらく直七と猶七は同一人物と考えられる。『儀兵衛文書』によると、安永 9 年(1780)の「瀬戸村窯屋人数覚」⁶に「直吉窯組合 当時困窮故中絶直七郎」とあり、『円六家文書』⁷では「竈壺通り猶吉 中絶 直七」とある。

第 2 に、「加藤藤七の三男^②」とあるが、『儀兵衛文書』によると、「寛延三午年 藤吉窯初メ申候、藤七忰八十七を養子仕候而、かま焼初メ申候、藤左衛門と名かへ申候」⁸とあり、藤七の三男ははじめ八十七といい、寛延 3 年(1750)に五代目清助の嫡男藤吉の養子となり、その二代目を継いで

藤左衛門を名乗っている。武右衛門春暁から庄屋を継いだ人物であり、三代目安左衛門(唐左衛門)は新製染付焼の発展に生涯をささげた「陶業中興の祖」とされている。

第3には、養子には間違いはないが下品野村ではない。「加藤重兵衛高當の養子^③」とあるが、『西窯家督相統調写』¹⁰によると、重兵衛久米八の養子は、「村方南嶋忠蔵子養子シテ家督相統仕ル。則久米八云う」とある。また、柴山校閲の「尾張国品野窯之系譜」には「久米八某ハ同村の陶工忠蔵の男にして重兵衛高當の養子となり」と記される¹¹。

下品野村には本家名跡争いをする新右衛門(為十)と重兵衛(久米八)がおり、為十は7歳年下であった。ともに子どもは女子しかなく、久米八は同村から、為十は瀬戸村の北嶋から養子をむかえている。為十の養子は銀右衛門の子とも記される¹²。瀬戸村から養子をむかえた為十を、久米八と混同したとも考えられる。



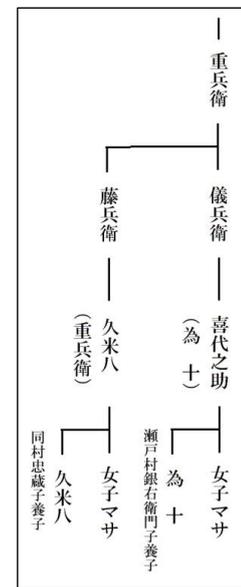
天明系図・瀬戸諸系図による系譜⁹

第4に「赤津窯本家である加藤九郎右衛門重行^④」とあるが、この人物は慶長15年に美濃から下品野村に呼び戻された新右衛門の嫡男であり、赤津村ではない¹⁴。

第5に、「重行の弟の吉右衛門重継は十作^⑤」とあるが、瀬戸十作とは天正13年(1585)に古田織部によって選ばれた名工10名のことで、江戸時代の人ではない。『瀬戸窯系統譜』『品野窯基村系譜』によると、新右衛門の二男重継吉右衛門とあり、分家して瀬戸に住むとある。同「瀬戸窯重継系譜」には、重継の項に吉右衛門と長子の作助は切支丹に随喜して殉教した。また、吉右衛門の弟の新兵衛景在は京都に移ったとされている¹⁵。しかし、「天明系図」に吉右衛門や新兵衛の名はみられない¹⁶。

第6に、「重継の二男が弥蔵景雄で、その子が伝六^⑥」とあるが、やはり「瀬戸窯重継系譜」によると、弥蔵は洞に住みこの地を弥蔵ヶ峰と称すとある¹⁷。弥蔵ヶ峰で江戸時代前期の窯跡は確認されていない。また、伝六は山陶屋分家庄右衛門の一統で、古狭間系の二代目であり、加藤庄三氏の「瀬戸諸系図」に他家からの養子の記述¹⁸はない。

以上、いくつか比較を試みてきたが、残された資料とはずいぶんと異なることから、今後、柴山の伝承はさらなる検証が求められる。



品野西窯の系譜¹³

瀬戸市文化振興財団常務理事 谷口雅夫

[註]

- 1 有田町歴史民俗資料館報 No.22「皿山びとの歌」 有田町歴史民俗資料館、1993年
- 2 「広報いまり No.425」 伊万里市、1989年、4頁
- 3 大宅経三『肥前陶窯の新研究 上巻』 田中平安堂、1921年、154・155・277頁

- 4 柴山不言「瀬戸磁器創始について」『茶わん』 寶雲社、1993 年、
- 5 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫
- 6 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.4、49 頁
- 7 「加藤円六家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.32、29 頁
- 8 「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、58・59 頁
- 9 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫、加藤庄三編『瀬戸諸系図』
「加藤鉄夫家文書」『瀬戸市近世文書集 第二集』 瀬戸市史編纂委員会、1991 年、No.7、58・59 頁
- 10 『西窯家督相統調写』 翠松園陶芸記念館蔵
- 11 「尾張国品野窯之系譜」『陶器全集 第一巻』 思文閣、1976 年、105 頁
- 12 『西窯家督相統調写』 翠松園陶芸記念館蔵
- 13 『西窯家督相統調写』 翠松園陶芸記念館蔵
- 14 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫
- 15 「尾張国品野窯之系譜」『陶器全集 第二巻』 思文閣、1976 年、358・359 頁
- 16 「瀬戸陶竈記」 名古屋市蓬左文庫
- 17 「瀬戸窯重継系譜」『陶器全集 第二巻』 思文閣、1976 年、363 頁
- 18 加藤庄三編『瀬戸諸系図』